

大学院国際文化研究科
国際文化システム専攻（修士課程）便覧

令和8年度

ACADEMIC YEAR 2026



名桜大学大学院 国際文化研究科
国際文化システム専攻（修士課程）

Graduate School of International Cultural Studies
Department of International Cultural Systems
(Master Program)
Meio University

目 次

| | |
|---|-----|
| 1. 国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）教育目的・教育目標 | 1 |
| 2. 国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）3つのポリシー | 1 |
| 3. 学則及び諸規程 | |
| (1) 名桜大学学則 | 5 |
| (2) 名桜大学大学院学則 | 19 |
| (3) 名桜大学学位規則 | 35 |
| (4) 名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）規程 | 43 |
| (5) 名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）研究倫理委員会規程 | 53 |
| (6) 公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規 | 55 |
| (7) 名桜大学研究データポリシー（名桜大学研究データポリシー解説・補足含） | 57 |
| (8) 公立大学法人名桜大学における安全保障輸出管理規程（様式等一部抜粋） | 61 |
| (9) 名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項 | 71 |
| (10) 名桜大学大学院国際文化研究科修士論文 執筆要領 | 77 |
| (11) 名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）研究生規程 | 78 |
| (12) 名桜大学大学院長期履修規程 | 81 |
| (13) 名桜大学大学院再入学規程 | 86 |
| (14) 欠席及び成績評価の対象等に関する申合せ | 91 |
| (15) 暴風雨時の授業の取り扱いに関する申合せ | 96 |
| (16) 名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規 | 97 |
| (17) 名桜大学大学院奨学金規程 | 98 |
| (18) 名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程 | 100 |
| (19) 名桜大学附属図書館利用規程 | 103 |
| (20) 名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会規程 | 106 |
| (21) 名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の領域主任会議に関する申合せ | 108 |
| 4. その他 | |
| (1) 国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）学位論文評価基準（英語版含） | 111 |
| (2) 研究者としての責務（研究活動における不正防止） | 113 |
| 名桜大学生成AIに関する利用指針【学生用】 （生成AIの不適切な使用例を含む） | 115 |
| (3) 履修モデル | 119 |
| (4) 沖縄県内4大学の人文社会科学系大学院間単位互換協定 | 120 |
| (5) 学生相談（ハラスメント含む） | 121 |
| (6) 名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）教員名簿 | 122 |
| (7) 建物配置図 | 124 |

国際文化研究科
国際文化システム専攻
(修士課程)

教育目的・教育目標
3 つのポリシー

1. 国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程） 教育目的・教育目標

（1）教育目的

広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な能力及び専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。

（2）教育目標

名桜大学大学院国際文化研究科修士課程では、グローバル化、情報化が進展する国内外における諸課題の解決に必要な高度の専門的知識と広い視野を持つ人材を養成する。

- （1） 高度の専門職業人の養成
- （2） 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成
- （3） 地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確にかつ柔軟に対応できる人材の養成

2. 国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程） 3つのポリシー

（1）ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与方針）

国際文化研究科は、以下の能力を身につけた大学院生に修士（国際文化）または修士（国際観光産業）の学位を授与します。

- （1） 豊かな教養、深い専門性、高い倫理性に支えられた高度な研究能力と実践能力。
- （2） 地域社会や国際社会の課題に取り組み探求し、学び続ける力。
- （3） 自由な発想で課題を発見し、批判的・論理的に思考し、解決する力。
- （4） 多様な文化と視点を理解・尊重し、自らの研究成果を明晰に表現する力。

（2）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与方針）であげた能力を育成するため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成します。

- （1） 豊かな教養、深い専門性、高い倫理性に支えられた高度な研究能力を育成できるカリキュラムを編成する。
- （2） 地域社会に広く貢献する高度な実践能力を育成できるカリキュラムを編成する。
- （3） 科目のナンバリングを行い、単位の実質化を図り、多様な教育方法を実践しながら国際基準に沿った教育を行う。
- （4） 全ての学生を対象として、修士論文の中間評価を行うとともに、修士論文審査に合格することを修了の条件とする。
- （5） 国際的かつ学際的な広い視野と洞察力を持って問題を解決するために、総合的・科学的に取り組むことができる高度な能力を養うことを目的として、「共通科目」及び各領域の「領域科目」を配置する。

【国際文化領域】

環太平洋地域（アジア、中南米、北米地域）と沖縄や日本について言語や文化を学際的に探求し、地域社会や国際社会に高度専門職業人として応用できる人材を育成する科目を配置する。

【国際観光産業領域】

グローバルな視座から地域社会や国際社会の問題を科学的に分析し、観光、経営および情報に関する学術的な研究を通じて、沖縄をはじめとする地域の観光、経営、行政、情報化などを担う人材を養成するための科目等を配置する。

（3）アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）は、入学を希望する人に「求める学生像」で示す能力等を求め、これらを「入学者選抜方針」に基づき評価し、入学者を選抜します。

＜求める学生像＞

- (1) 強い研究意欲を有し、何事にも主体的に取り組む姿勢を持っていること。
- (2) 専門分野の基本的な研究手法を活用し、現代社会の課題を正確に理解・分析したうえで、その結果を様々な方法で創造的に表現できること。
- (3) 本研究科（修士課程）の教育課程で学ぶために必要な基本的知識・技能を有すること。

なお、各領域では次のような人材を求める。

【国際文化領域】

グローバル化が進展する現代社会を背景にして、国内外の諸問題に関心を寄せ、言語、歴史、文化、政治、国際関係などの視点から究明し、その解決策を提言する政策立案者、研究者、高度専門職業人を目指す人材。

【国際観光産業領域】

グローバル化が進展する現代社会を背景とした地域の諸問題に関心を寄せ、観光、経営、経済、情報、文化などの知識と高い研究意欲を有する人材。

＜入学者選抜方針＞

国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）では、「一般選抜」「社会人特別選抜」「外国人留学生特別選抜」により、入学志願者の能力・意欲・適性、学士課程等における学修の成果等を多面的・総合的に評価・判定します。

| | |
|------------|---|
| 一般選抜 | <p>一般選抜は、学力検査（英語）、小論文、面接及び出願書類の内容により、入学志願者の能力・意欲・適性、学士課程等における学修の成果等を総合的に評価・判定します。</p> <p>学力検査（英語）では、修士課程における専門分野の読解等、研究に必要な英語力を評価します。</p> <p>小論文では、国際文化領域、国際観光産業領域の2領域に関する設問について出題し、課題把握の的確性、論拠の的確性、構成の明確さ・一貫性等を評価します。</p> <p>面接では、出願書類(研究計画書)を含み、研究動機・意義、研究目的・研究方法の具体性、研究遂行にあたっての基礎能力・背景、大学院生としての適格性・社会性・研究態度を評価します。</p> |
| 社会人特別選抜 | <p>社会人特別選抜は、小論文及び面接により、入学志願者の能力・意欲・適性、学士課程等における学修の成果等を総合的に評価・判定します。</p> <p>小論文では、国際文化領域、国際観光産業領域の2領域に関する設問について出題し、課題把握の的確性、論拠の的確性、構成の明確さ・一貫性等を評価します。</p> <p>面接では、出願書類(研究計画書)を含み、研究動機・意義、研究目的・研究方法の具体性、研究遂行にあたっての基礎能力・背景、大学院生としての適格性・社会性・研究態度を評価します。</p> |
| 外国人留学生特別選抜 | <p>外国人留学生特別選抜は、小論文及び面接により、入学志願者の能力・意欲・適性、学士課程等における学修の成果等を総合的に評価・判定します。</p> <p>小論文では、国際文化領域、国際観光産業領域の2領域に関する設問について出題し、課題把握の的確性、論拠の的確性、構成の明確さ・一貫性等を評価します。</p> <p>面接では、出願書類(研究計画書)を含み、研究動機・意義、研究目的・研究方法の具体性、研究遂行にあたっての基礎能力・背景、大学院生としての適格性・社会性・研究態度を評価します。</p> <p>なお、外国人留学生特別選抜への入学志願者には、日本語能力試験 N2 以上(N1 が望ましい)、または日本留学試験の「日本語」250 点以上の日本語能力を求めます。</p> |

学則及び諸規程

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき深く専門の学芸を教授研究し、幅広い知識を授け、世界の文化の進展と人類の平和に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究の質の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行うものとする。

- 2 自己点検・評価の結果は公表し、教育研究の質保証及び改善に努める。
- 3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第2条 本学に次の学部を置く。

- 国際学部
- 人間健康学部

- 2 前項の学部には置く学科及びその入学定員、編入学定員、収容定員は、次のとおりとする。ただし、編入学定員は3年次定員とする。

| 学部 | 学科 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
|--------|----------|------|-------|-------|
| 国際学部 | 国際文化学科 | 180人 | 5人 | 730人 |
| | 国際観光産業学科 | 160人 | 5人 | 650人 |
| 人間健康学部 | スポーツ健康学科 | 95人 | 5人 | 390人 |
| | 看護学科 | 80人 | 5人 | 330人 |
| | 健康情報学科 | 80人 | 5人 | 330人 |
| 計 | | 595人 | 25人 | 2430人 |

- 3 前項に規定する国際学部各学科の入学定員中5人は外国人留学生とする。

(大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する規程は、別に定める。

(助産学専攻科)

第2条の3 本学に助産学専攻科を置く。

- 2 助産学専攻科に関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第3条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3条の2 本学に附属研究所を置く。

2 附属研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第4条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員

(職員)

第5条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 職制に関し必要な事項は、別に定める。

(学長)

第5条の2 学長は、校務をつかさどり、職員を統督する。

(副学長)

第5条の3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の連携及び協働)

第5条の4 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第4節 教育研究審議会及び教授会

(教育研究審議会)

第6条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会の運営に関する規定は、別に定める。

(教授会)

第6条の2 本学の学部教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分け、学期ごとに授業科目を開設し、第15条に定めるところにより単位の認定を行う。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 学長は、前項の学期の期間を必要に応じて変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
 - (3) 沖縄県慰霊の日 6月23日
 - (4) 創立記念日 12月21日
 - (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月4日まで
 - (7) 春季休業 3月1日から3月31日まで
- 2 学長は、前項の休業日を必要に応じて変更することができる。
 - 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。
 - 4 休業日の期間中でも必要な実習その他を課することができる。

第2章 修業年限及び在学期間

（修業年限）

- 第10条 本学の修業年限は、4年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
 - 3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

（在学期間）

- 第11条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。
- 2 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した者は、4年を超えて在学することができない。
 - 3 第1項の規定に関わらず、第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学した者は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第3章 教育課程

（教育課程の編成方針）

- 第12条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、学部及び学科ごとに体系的な教育課程を編成するものとする。

（人材養成の目的）

- 第12条の2 学部の人材養成の目的を次のとおり定める。

(1) 国際学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と地域社会及び国際社会への深い理解をそなえた有為な人材を養成する。

ア 国際文化学科

沖縄県が持つ地理的・歴史的・文化的特性を活用し、多文化理解力、高い日本語能力、英語をはじめとする外国語の実践的運用能力を身につけ、地域社会および国際社会で活躍できる人材を養成する。

イ 国際観光産業学科

観光産業および地域振興における社会的ニーズに対応し、多様化する問題・課題のマネジメント能力をそなえ、地域社会および国際社会に貢献できる実践力のある人材を養成する。

(2) 人間健康学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と調和のとれた知・徳・体をそなえた人材及び心身の健康を支援する有為な人材を養成する。

ア スポーツ健康学科

人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳を指導できる資質をそなえた健康支援の人材を養成する。

イ 看護学科

人間としての尊厳・健康に生きる権利を擁護し、自己評価能力・自己教育力を身につけ、広く社会に貢献できる看護職者を養成する。

ウ 健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、新たな価値やサービスの創出に貢献できる人材を養成する。

(教育研究上の目的)

第12条の3 学部の教育研究上の目的を次のとおり定める。

(1) 国際学部

ア 国際文化学科

自国及び環太平洋地域を中心とする国・地域の言語・文化・政治等に関する知見を基礎に学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、地域社会及び国際社会における課題の解決に取り組む。

イ 国際観光産業学科

観光産業および地域振興における社会的ニーズの変化とともに多様化する問題・課題に対応して、学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、観光現象を探究・究明する。

(2) 人間健康学部

ア スポーツ健康学科

人間理解、健康理解を基礎として、食生活・栄養、運動・スポーツ、心理、社会福祉、保健・医療の幅広い視点に立った多面的角度から「スポーツと健康」を探究・究明する。

イ 看護学科

地域に根ざしたケアリング文化を発掘・継承・発展させ、人類の健康増進に務め且つ看護学のグローバルな発展に寄与することを目的に教育研究活動を推進する。

ウ 健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、多面的な視点から「健康と情報」を探究・究明する。

(3つのポリシー)

第12条の4 本学は、人材養成並びに教育研究上の目的を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、及び入学者受入れの方針（以下、「3つのポリシー」という。）を定める。

2 3つのポリシーに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の名称及び単位数等)

第13条 本学における授業科目の名称並びに単位数は、各学部履修規程に定める。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

- 3 外国人留学生対象の外国語教育科目の種類及び単位数は、各学部履修規程に定める。
- 4 卒業に必要な単位数は、各学部履修規程に定める。
(授業の方法)
第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。
 - 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。
 - 3 本学は、第一項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
 - 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとする。
(単位の計算方法)
第14条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 講義又は演習及び実験、実習又は実技の二つ以上の方法で構成される授業科目については、上記(1)及び(2)を勘案し、16時間から45時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、必要な学修の成果を考慮して、単位数を定めることができる。
(単位の授与)
第15条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。
(成績評価)
第16条 授業科目の成績は、秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)及び不可(59点以下)の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。
(授業日数)
第17条 学年の授業日数は、定期試験の日数も含め、35週にわたることを原則とする。
(各授業科目の授業時間)
第17条の2 各授業科目の授業は、8週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。
(授業を行う学生数)
第17条の3 本学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

第4章 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び外国人学生の入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (7) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第20条 入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選抜)

第21条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続及び入学許可)

第22条 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、個人情報取扱い同意書その他必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 編入学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し60単位以上を修得した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
- 2 編入学を志願する者は、所定の期日までに編入学願書に編入学検定料及び別に定める書類を添えて願出なければならない。

- 3 編入学志願者に対しては、選抜試験を行う。
- 4 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他必要書類を提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の編入学手続を完了した者に編入学を許可する。

(転入学)

第24条 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は別に定める。

(再入学)

第25条 次の各号の一に該当する者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第28条による退学者
- (2) 第29条第5号、第6号及び第7号の規定により除籍された者
- 2 前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

第5章 休学、復学、退学、除籍、転学部、転学科及び転学

(休学)

第26条 病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願出、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気その他の理由により修学が不適当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。
- 4 休学期間は通算して4年を超えることはできない。
- 5 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した学生の休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 6 第4項の規定に関わらず、第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学した学生の休学期間は、入学後の在学すべき年数を超えることができない。
- 7 休学期間は、第10条に規定する修業年限及び第11条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願出、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 在学期間を超えた者
- (3) 第26条第4項、第5項及び第6項に定める休学期間を超えてなお修学できない

い者

- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者
- (6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (7) 卒業に要する最終学年を除く一学年の修得単位(第35条により認定された単位は除く。)が16単位未満の者

(転学部)

第30条 本学の学生で、他の学部への転出(以下「転学部」という。)を志望する者があるときは、学長は、相当年次に転学部を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学部については、別に定める。

(転学科)

第30条の2 本学の学生で、転学科を志願する者があるときは、学長は、相当年次に転学科を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学科については、別に定める。

(転学)

第31条 本学の学生で他の大学へ入学又は転入学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第32条 次の要件を満たした者には、学長が卒業を認定する。

- (1) 第10条に規定する修業年限在籍した者
- (2) 第13条第4項に規定する単位を修得した者
- (3) 卒業判定に合格した者

- 2 卒業判定に係る卒業見込判定等については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項に与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(第39条及び第40条の規定により履修した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることが

できる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

- 第35条の2 第13条の2第2項の授業の方法により修得できる単位数は、第13条第4項に規定する卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の修得)

- 第35条の3 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従い、各学部履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、各学部履修規程に定める。

(他学部等における授業科目の履修等)

- 第35条の4 学生は、他の学部又は他の学科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定の実施に際し必要な事項は、別に定める。

(学位)

- 第36条 本学を卒業したものには、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学費

(学費及びその他の納入金)

- 第37条 本学の学費は、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生

第38条 削除

(科目等履修生)

- 第39条 本学において、授業科目の履修を希望する者がいるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、当該学部の教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第40条 削除

(特別聴講学生)

- 第41条 他の大学等との協議に基づき、当該大学等の学生に授業科目の履修を認め

ることができる。

2 前項の規定により授業科目の履修が認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(聴講生)

第41条の2 学外者が本学の授業科目の聴講を希望する場合、学長は、聴講生として受け入れることができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 公開講座

(公開講座)

第42条 大学の教育を広く社会に開放し、生涯学習に対する要望に応えるとともに、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、これを表彰する。

(懲戒)

第44条 学生が、本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第45条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日)

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成11年3月26日）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成12年3月29日）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、国際学部の国際文化学科、経営情報学科及び観光産業学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員は次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 国際学部 | 国際文化学科 | 470人 | 470人 | 465人 |
| | 経営情報学科 | 470人 | 470人 | 465人 |
| | 観光産業学科 | 470人 | 470人 | 465人 |
| 計 | | 1410人 | 1410人 | 1395人 |

- 3 平成12年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 4 改正後の第37条の3及び別表5の規定は、平成12年4月1日を休学及び入学の始期とする者から適用する。

附 則（平成13年3月28日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成14年3月29日）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成14年7月31日）

この学則は、平成14年7月31日から施行し、改正後の第37条の2及び第37条の4の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月28日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成16年3月28日）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成17年3月29日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成18年3月29日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成19年3月27日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成20年3月27日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成20年11月28日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成22年3月4日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成23年1月26日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成23年9月28日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成24年10月24日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成25年10月24日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成26年9月27日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成27年3月28日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国際学部国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成28年9月27日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成28年12月21日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成29年9月29日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成30年3月29日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成31年2月15日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和2年2月17日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年3月24日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年6月29日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年12月24日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和5年12月27日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和6年12月26日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、名桜大学学則（以下「本学学則」という。）第2条の2第2項の規程に基づき、名桜大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(大学院の目的)

第2条 大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。

(養成する人材)

第2条の2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）は、グローバル化、情報化が進展する国内外における諸課題の解決に必要な高度の専門的知識と広い視野を持つ人材を養成する。

- (1) 高度の専門職業人の養成
- (2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成
- (3) 地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確にかつ柔軟に対応できる人材の養成

2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）は、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄（琉球）・アジアと南北アメリカ（ハワイを含む）に特化した環太平洋の地域文化の研究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる研究者の養成を目指す。

- (1) 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成
- (2) 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成

3 大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）は、スポーツ・健康分野に関する学修を通して、高度な専門的知識と研究力を身に付け、理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する。

4 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）は、地域に根ざし地域の健康問題を創造的に解決していく卓越した看護実践能力の育成と看護現象の解明を目的とした研究能力の開発、看護の新たな価値の創出を目指す人材を養成する。

- (1) 高度の専門職業人の養成
- (2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

5 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）は、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する看護教育研究者を養成する。

(自己評価等)

第3条 前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価し、公表する。

- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則して適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。
- 3 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

- (1) 国際文化研究科 国際文化システム専攻（修士課程）
- (2) 国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）
- (3) スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻（修士課程）
- (4) 看護学研究科 看護学専攻（博士前期課程）
- (5) 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）

2 研究科に関し、必要な事項は別に定める。

（入学定員及び収容定員）

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科・専攻 | 課程 | 入学定員 | 収容定員 |
|---------------------------|--------|------|------|
| 国際文化研究科 国際文化システム専攻 | 修士課程 | 6人 | 12人 |
| 国際文化研究科 国際地域文化専攻 | 博士後期課程 | 2人 | 6人 |
| スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻 | 修士課程 | 6人 | 12人 |
| 看護学研究科看護学専攻 | 博士前期課程 | 6人 | 12人 |
| 看護学研究科看護学専攻 | 博士後期課程 | 2人 | 6人 |

第2章 教員組織等

（教員組織）

第6条 大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当することができる。

2 大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員と事務職員の連携と協働）

第6条の2 大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第3章 運営組織

（大学院委員会）

第7条 大学院に、名桜大学大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

3 学長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会においてあらかじめ選出された者が招集しその議長となる。

（委員会の構成）

第8条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 研究科長
 - (4) その他学長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 前項第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
 - 5 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。
 - 6 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に係る方針に関すること。
 - (2) 学位の授与に係る方針に関すること。
 - (3) 教育課程の編成に関すること。
 - (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
 - (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 大学院に係る学則及び規程等に関すること。
 - (2) 大学院の点検及び評価に関すること。
 - (3) 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
 - (4) 大学院に係る人事、予算、行事及び施設整備等に関すること。
 - (5) 履修方法に関すること。
 - (6) 学生の身分及び賞罰に関すること。
 - (7) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
 - (8) その他大学院に関する重要事項

(研究科長)

第10条 大学院に研究科長を置き、大学院研究科を担当する教授のなかから学長が指名し、理事長に推薦するものとする。

- 2 研究科長は、各専攻の運営を総括する。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第11条 大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

第12条 削除

第4章 学年、学期及び休業日

(学年等の準用)

第13条 大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第7条から第9条の規程を準用する。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 大学院の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2年

(2) 博士後期課程 3年

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）について、各研究科委員会の議を経て、学長が認めることができる。

3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程及び博士前期課程又は博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができることとする。

(在学年限)

第15条 大学院における在学年限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程は4年を超えることはできない。

(2) 博士後期課程は6年を超えることはできない。

第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと委員会が認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの
 - (11) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと委員会が認める者
- 2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118条）
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの
- 4 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118条）
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と

同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願)

第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに手続きをしなければならない。

(入学者の選抜)

第19条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、面接、出願書類等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 合格の通知を受けた者は、所定の書類を添えて、第44条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学金又は授業料の徴収猶予を願い出た者については、その未納にかかわらず入学を許可することができる。

(再入学)

第21条 学長は、第26条の規定による退学者で、再入学を志願する者については、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第22条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限って、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する他大学院研究科長の許可書を願書に添付するものとする。

(休学)

第23条 病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により修学が不相当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2年

(2) 博士後期課程 3年

3 休学期間は、第15条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第25条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出て学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第26条 大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を得なければな

らない。

(転学)

第27条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならぬ。

(留学)

第28条 学長は、外国の大学院へ留学を希望する者については、留学願を提出させ、留学を許可することができる。

2 前項による留学は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本学における在学期間に算入することができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。

(1) 長期間にわたり行方不明の者

(2) 在学期間を超えた者

(3) 第24条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者

(5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者

(6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第30条 大学院は、当該研究科及び専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(授業及び研究指導)

第30条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

(組織的な研修等)

第30条の3 大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 大学院は、第30条の2第2項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第31条 大学院研究科における授業科目及び単位数は、各研究科で定める規程のとおりとする。

(授業の方法)

第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うことができるものとする。

2 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

3 大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができるものとする。

(単位の計算基準)

第32条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 大学院は、学生に対して、授業、研究指導の方法と内容及び一年間の授業と研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(履修方法)

第33条 大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第34条 大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、修士課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期課程においては10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定め

る。

(入学前の既取得単位等の認定)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士前期課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期課程においては10単位を超えない範囲までとし、第35条によりみなす単位数と合わせて修士課程においては20単位を超えないものとし、博士後期課程においては10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第37条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第8章 課程の修了要件

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修した学生に対しては、試験及び出席状況その他研究報告等により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第39条 授業科目の成績は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（59点以下）の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。

(課程の修了要件)

第40条 国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

2 前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 3 国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載、又は受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。
- 4 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。
- 5 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。
- 6 前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 7 看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程

(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

(修士論文の審査及び最終試験)

第41条 修士論文の最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

(博士論文の審査及び最終試験)

第41条の2 博士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ博士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

(学位の授与)

第42条 大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教育職員免許状

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第43条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻(修士課程)において、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻(修士課程)において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 教育職員免許状の種類 | 免許教科 |
|-------------|------------|-------------|-------|
| 国際文化研究科 | 国際文化システム専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 英語 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 英語・商業 |
| スポーツ健康科学研究科 | スポーツ健康科学専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 保健体育 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 保健体育 |
| | | 養護教諭専修免許状 | 養護 |

3 前項に定める教育職員の免許状を取得するために必要な科目は各研究科で定める規程のとおりとする。

第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第44条 本学の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第11章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

第45条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第46条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

2 前項により受入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第47条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第48条 学長は、大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

(委託研究生)

第49条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の学外機関から大学において特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、大学院学生の教育研究に支障のない範囲で、委託研究生として入学を許可することができる。

2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、単位は授与しない。

(外国人特別学生)

第50条 学長は、外国人で大学院に志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生については、定員外とすることができる。

3 外国人特別学生の選考方法については、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長がこれを表彰する。

2 表彰の選考基準については、別に定める。

(懲戒)

第52条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 奨学制度

(奨学制度)

第53条 学生の研究を奨励するため、奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関し、必要な事項は、別に定める。

第14章 雑則

(準用規程)

第54条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸規程を準用する。

- 2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と「教授会」を「研究科委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。

附 則 (平成16年7月30日)

この学則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月23日）

この学則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成26年2月27日）

この学則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第8条は平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月27日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月28日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日まで
に在学する者には、改正後の第29条第1号の規程を適用する。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8条第1項第7号に掲げる者の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 3 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（平成29年3月29日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（平成30年6月29日）

- 1 この学則は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 平成28年4月1日以後に入学した者は、改正後の別表1の単位数を適用する。

附 則（平成31年2月15日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和2年3月24日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和3年12月24日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

則（令和6年3月25日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月24日）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在学する者には、改正後の第31条及び第39条の規定に関わらず、なお従前の例による。

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、名桜大学学則第36条第2項及び名桜大学大学院学則第42条第2項の規定に基づき、名桜大学（以下「本学」という。）が行う学位授与の手続き及び方法に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程及び博士前期課程（以下「修士課程及び博士前期課程」という。）を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位の授与は、本学大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文は、研究科長（修士課程及び博士前期課程）に提出する。

2 博士の学位論文は、研究科長（博士後期課程）に提出する。

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第7条 研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。

第8条 受理した論文は、返付しない。

(審査の付託)

第9条 研究科長は、第5条第1項及び第2項の規定より学位論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

第10条 研究科委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、審査させるものとする。

2 審査会は、3人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。

4 研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査の協力を求めることができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文審査終了後、学位論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

(審査の確認)

第12条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、その在学期間中に終了しな

ければならない。

(研究科委員会への報告)

第13条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、前項によって学位を授与したときは、研究科長に通知する。

(学位授与の報告)

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第20条 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

| 学部 | 学科 | 名 称 |
|--------|----------|---------|
| 国際学部 | 国際文化学科 | 国際文化学 |
| | 国際観光産業学科 | 国際観光産業学 |
| 人間健康学部 | スポーツ健康学科 | スポーツ健康学 |
| | 看護学科 | 看護学 |
| | 健康情報学科 | 健康情報学 |

(修士及び博士前期課程の専攻分野の名称)

| 研究科 | 専攻 | 名称 |
|-------------|------------|-------------|
| 国際文化研究科 | 国際文化システム専攻 | 国際文化、国際観光産業 |
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 看護学 |
| スポーツ健康科学研究科 | スポーツ健康科学専攻 | スポーツ健康科学 |

(博士の専攻分野の名称)

| 研究科 | 専攻 | 名称 |
|---------|----------|--------|
| 国際文化研究科 | 国際地域文化専攻 | 国際地域文化 |
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 看護学 |

(学位の名称)

第 2 1 条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「名桜大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第 2 2 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては教授会、修士及び博士にあつては大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会又は大学院委員会において前項の議決をする場合は、学士にあつては教授会規則第 5 条第 2 項の規定、修士及び博士にあつては学位規則第 1 4 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第 2 3 条 学位記の様式は、学士にあつては別紙様式 1-1、様式 1-2、修士にあつては別紙様式 2-1 及び 2-3、博士前期課程にあつては様式 2-2、博士にあつては別紙様式 3-1、様式 3-2 のとおりとする。

(補則)

第 2 4 条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学士にあつては学長、修士及び博士にあつては研究科長が別に定める。

(雑則)

第 2 5 条 この規則の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に授与された学士の学位は、この規則に基づき授与されたものと見なす。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和3年12月16日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和4年3月23日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和6年2月28日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項及び第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月26日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第20条第2項及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式 1-1

(国際学部を卒業した場合)

| | | | | | | | |
|--------|-------------|--------------------------------------|--|--|---|----------------------------|-------------|
| 第 号 | 年 月 日 | 名 桜 大 学 長 氏 名 印 | 授 与 す る 学 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る | 課 程 を 修 め た の で 卒 業 を 認 定 し | 本 学 国 際 学 部 学 科 所 定 の | 之 大 名 印 学 桜 | 学 位 記 |
| | | | | | | 氏 名 | |

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式 1-2

(人間健康学部を卒業した場合)

| | | | | | | | |
|--------|-------------|--------------------------------------|--|--|---|----------------------------|-------------|
| 第 号 | 年 月 日 | 名 桜 大 学 長 氏 名 印 | 授 与 す る 学 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る | 課 程 を 修 め た の で 卒 業 を 認 定 し | 本 学 人 間 健 康 学 部 学 科 所 定 の | 之 大 名 印 学 桜 | 学 位 記 |
| | | | | | | 氏 名 | |

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式 2-1

(修士課程を修了した場合)

| | | | | | | |
|-----------------------|--|-------------|---|---|--|-------------|
| 国 研 修 第 号 | 名 桜 大 学 長 氏 名 印 <input type="text"/> | 年 月 日 | する で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る | 審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て | 之 大 名 印 学 桜 氏 名 年 月 日 生 | 学 位 記 |
|-----------------------|--|-------------|---|---|--|-------------|

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 2-2


(博士前期課程を修了した場合)

| | | | | | | |
|-----------------------|--|-------------|---|--|--|-------------|
| 看 研 修 第 号 | 名 桜 大 学 長 氏 名 印 <input type="text"/> | 年 月 日 | する で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る | 審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 専 攻 の 博 士 前 期 課 程 に お い て | 之 大 名 印 学 桜 氏 名 年 月 日 生 | 学 位 記 |
|-----------------------|--|-------------|---|--|--|-------------|

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 2-3


(修士課程を修了した場合)

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------------|--------|---|--|--|--|---|----------------------------|--------|------------------|-------------|
| ス 研 修 第 号 | 名 桜 大 学 長 氏 名 印  | 年 月 日 | す る | で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る | 審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の | 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の | 本 学 大 学 院 ス ポ ー ツ 健 康 科 学 研 究 科 | 專 攻 の 修 士 課 程 に お い て | 之 大 名 印 学 桜 | 氏 名 | 年 月 日 生 | 学 位 記 |
|-----------------------|---|-------------|--------|---|--|--|--|---|----------------------------|--------|------------------|-------------|

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 3-1

(博士後期課程を修了した場合)

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------------|--------|---|--|--|--|---|----------------------------|--------|------------------|-------------|
| 国 研 博 第 号 | 名 桜 大 学 長 氏 名 印  | 年 月 日 | す る | で 博 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る | 審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の | 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の | 本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科 | 專 攻 の 博 士 後 期 課 程 に お い て | 之 大 名 印 学 桜 | 氏 名 | 年 月 日 生 | 学 位 記 |
|-----------------------|---|-------------|--------|---|--|--|--|---|----------------------------|--------|------------------|-------------|

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|---|---|--------|---|--|--|--|----------------------------|--------|-------------|---|---|---|---|
| 看 研 博 第 号 | 名 桜 大 学 長 氏 名 印 <input type="text"/> | 年 | 月 | 日 | す る | で 博 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る | 審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の | 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の | 本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 専 攻 の 博 士 後 期 課 程 に お い て | 之 大 名 印 学 桜 | 氏 名 | 学 位 記 | 年 | 月 | 日 | 生 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）規程
(平成13年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定。以下「学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）に関し必要な事項を定めるものとする。

(専攻)

第2条 第2条 国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）（以下「研究科（修士課程）」という。）に次の領域を置く。

| 領域 |
|----------|
| 国際文化領域 |
| 国際観光産業領域 |

(授業科目及び単位数)

第3条 研究科（修士課程）における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(研究指導教員及び研究指導補助教員)

第4条 学生の研究及び論文指導（以下「研究指導」という。）のため、研究指導教員1名及び研究指導補助教員1名以上を置く。

- 2 研究指導教員は、研究指導を行う専任の教授又は上級准教授をもって充てる。
- 3 研究指導教員は、学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。
- 4 学生は、入学後所定の期日までに研究指導教員及び研究題目を定め、研究科（修士課程）長（以下、「研究科長」という）に届出なければならない（別紙様式第1号）。なお、研究題目に変更がある場合には研究科長に届出なければならない（別紙様式第2号）。
- 5 研究指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会（以下「修士課程委員会」という。）の議を経て変更を認めることができる（別紙様式第3号）。
- 6 研究指導補助教員は、研究指導教員を補佐する専任の准教授以上をもって充てる。
- 7 研究指導補助教員は、研究指導教員を補佐し、より多角的な視野から学生の研究と論文作成の助言と支援を行う。

(教育方法の特例)

第5条 研究科（修士課程）における授業及び研究指導は、修士課程委員会が教育上特に必要があると認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

(履修方法)

第6条 学生は、入学した年度の最初の登録時に、学修する領域を選択しなければならない（以下「所属領域」という）。

- 2 履修に当たっては、第3条別表1により、共通科目及び所属領域の科目から合計

30単位以上履修しなければならない。

- 3 所属領域以外の他の領域科目、スポーツ健康科学研究科の共通科目及び専門科目、看護学研究科の指定する共通選択科目を履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、履修した場合は、第3条別表1により修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

(科目履修手続)

第7条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を所定の様式により研究科長に届けなければならない。

- 2 各領域の演習科目は、1年次又は2年次の学期始めに登録するものとする。
- 3 1年次における履修単位は、26単位以上を目標とする。
- 4 休業期間等に臨時に開設される科目の履修については、そのつど科目の登録を行うものとする。
- 5 学生は、研究指導教員並びに研究指導補助教員の履修指導のもとに科目の登録及び履修を行うものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第8条 学長は、研究指導教員が必要と認めるときは、学則第35条に定めるところにより、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、修得した授業科目については、15単位を超えない範囲で、研究科（修士課程）において修得したものとみなす。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修した学生に対しては、試験及び出席状況、その他研究報告等により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

- 2 病気その他のやむを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。
- 3 追試験の時期は別に定める。
- 4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。

(成績の評価)

第10条 授業科目の成績は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（59点以下）の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。

(修士論文の提出)

第11条 修士論文に関する日程は、次の表に掲げるとおりとする。なお、学生が研究題目及びその概要並びに論文を研究科長に提出する場合は、研究指導教員の承認を得るものとする。

| 事 項 | 時 期 |
|-------------------|-------------------|
| 研究題目の提出 | 1年次前学期（4月末日まで） |
| 修士論文研究計画 テーマ発表 | 1年次前学期終了時まで（8～9月） |

| | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 論文中間発表 | 2年次前学期終了時まで（8～9月） |
| 研究計画書の提出及び 研究指導計画の提出 | 前学期（9月末日まで） 1年次・2年次共通 |
| 論文提出 | 3月修了予定者にあつては12月 9月修了予定者にあつては6月 |

- 2 論文審査及び最終試験は、修了に必要な科目をすべて修得した者、又は修得見込みの者について行う。
- 3 学則第40条第1項ただし書による在学期間の特例並びに同条第2項による特定の課題についての研究成果の審査による場合は、第1項の規定によらないことができる。

（修了要件）

第12条 研究科（修士課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科（修士課程）所定の科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

（教職課程）

第13条 教育職員免許取得希望者のため、教職課程を置く。

- 2 研究科（修士課程）において取得できる免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 教育職員免許状の種類 | 免許科目 |
|---------|----------------------|-------------|-------|
| 国際文化研究科 | 国際文化システム専攻 （修士課程） | 中学校教諭専修免許状 | 英語 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 英語・商業 |

- 3 免許状の取得には、次の2つの条件を充たさなければならない。
 - (1) 修士の学位を有すること、又は大学院に在学し、30単位以上を修得すること。
 - (2) 英語（中学・高校）又は商業（高校）の一種免許状を取得済であること。
- 4 修得すべき科目、単位等は、別表2のとおりとする。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、修士課程委員会の議を経て、研究科長が行う。

（補則）

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科（修士課程）に関し必要な事項は、修士課程委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成16年7月30日）

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月21日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月17日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月16日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規程に関わらず、従前の規程を適用する。

附 則（平成29年2月15日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規程に関わらず、従前の規程を適用する。

附 則（平成31年1月18日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和6年3月26日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年11月20日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月17日）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日に在学する者には、改正後の第3条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 (第3条関係)

授業科目及び単位数

| 科目区分 | 授業科目名 | 配当年次 | 単位数 | | 講義・演習 | 備考 | |
|-----------|----------|-------------|-----|----|-------|--------------------|---|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 共通科目 | 人文科学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | 必修を含め、4単位以上履修すること。 | |
| | 社会科学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | | |
| | 学術研究方法特論 | 1 | 2 | | 講義 | | |
| 領域科目 | 国際文化領域 | 国際文化研究演習 I | 1 | | 4 | 演習 | 国際文化研究演習 I、国際文化研究演習 II を含め、26 単位以上履修すること。うち、6 単位は所属領域以外の他の領域科目、スポーツ健康科学研究科の共通科目及び専門科目、看護学研究科が指定する共通選択科目を履修することができる。ただし、スポーツ健康科学研究科の共通科目及び専門科目、看護学研究科が指定する共通選択科目の履修は上限を 4 単位とする。 |
| | | 国際文化研究演習 II | 2 | | 4 | 演習 | |
| | | 言語学特論 I | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 言語学特論 II | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 言語学特論 III | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 英文学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 米文学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | アメリカ詩特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | アメリカ小説特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 地域言語学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 英語教授法特論 I | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 英語教授法特論 II | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 英語教育評価特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | リサーチ方法特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 第2言語習得特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 教育学特論 I | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 教育学特論 II | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 東南アジア文化特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 中南米文化特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 異文化接触特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 日本古典文学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 日本近代文学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 日本史特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 沖縄地域文化研究特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 琉球歴史学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 琉球文学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 国際政治特論 I | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | | 国際政治特論 II | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| 国際関係特論 I | 1・2 | | 2 | 講義 | | | |
| 国際関係特論 II | 1・2 | | 2 | 講義 | | | |
| 東アジア地域特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | | | |
| 国際文化特別講義 | 1・2 | | 2 | 講義 | | | |

| 科目 区分 | 授 業 科 目 名 | 配当 年次 | 単位数 | | 講義・ 演習 | 備 考 |
|----------------------|-------------|----------|-----|----|-----------|---|
| | | | 必修 | 選択 | | |
| 領域科目 国際観光産業領域 | 国際観光産業研究演習Ⅰ | 1 | | 4 | 演習 | 観光環境研究演習Ⅰ、観光環境研究演習Ⅱを含め、26単位以上履修すること。 うち、6単位は所属領域以外の他の領域科目、スポーツ健康科学研究科の共通科目及び専門科目、看護学研究科が指定する共通選択科目を履修することができる。ただし、スポーツ健康科学研究科の共通科目及び専門科目、看護学研究科が指定する共通選択科目の履修は上限を4単位とする。 |
| | 国際観光産業研究演習Ⅱ | 2 | | 4 | 演習 | |
| | 観光開発特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 観光政策特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 観光文化特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 観光資源特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 観光市場分析特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | ホテル経営特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 島嶼文化特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | エコツーリズム特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 観光社会学特論（新規） | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 観光環境特論（新規） | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 地域開発政策特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 地方自治特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 経済政策特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 国際経済特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 産業政策特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 経営戦略特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 比較経営学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 産業組織心理学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 会計学特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | マーケティング特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 経営活動情報特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | e-ビジネス特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 情報交流特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| | 情報知能特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | |
| 情報・通信技術特論 | 1・2 | | 2 | 講義 | | |
| 国際観光産業特別講義 | 1・2 | | 2 | 講義 | | |

□ 修了要件の30単位のうち、うち、6単位は所属領域以外の他の領域科目、スポーツ健康科学研究科の共通科目及び専門科目、看護学研究科が指定する共通選択科目を履修することができる。ただし、スポーツ健康科学研究科の共通科目及び専門科目、看護学研究科が指定する共通選択科目の履修は上限を4単位とする。

別表 2 (第 13 条関係)

教職免許に関する教科科目

| 専攻 | 専修免許状 | 授 業 科 目 名 | 単位数 | | 必要単位数 |
|------------|-----------------------------------|--------------|-----|----|----------------------|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 国際文化システム専攻 | 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 (英語) | ○ 言語学特論 I | | 2 | ○印を含め 24 単位以上履修すること。 |
| | | 言語学特論 II | | 2 | |
| | | 言語学特論 III | | 2 | |
| | | ○ 英文学特論 | | 2 | |
| | | ○ 米文学特論 | | 2 | |
| | | 地域言語学特論 | | 2 | |
| | | ○ 英語教授法特論 I | | 2 | |
| | | ○ 英語教授法特論 II | | 2 | |
| | | ○ 英語教育評価特論 | | 2 | |
| | | リサーチ方法特論 | | 2 | |
| | | ○ 第 2 言語習得特論 | | 2 | |
| | | 教育学特論 I | | 2 | |
| | | 教育学特論 II | | 2 | |
| | | ○ 異文化接触特論 | | 2 | |
| | 高等学校教諭専修免許状 (商業) | ○ 観光資源特論 | | 2 | 全科目 24 単位を履修すること。 |
| | | ○ 観光市場分析特論 | | 2 | |
| | | ○ ホテル経営特論 | | 2 | |
| | | ○ 経済政策特論 | | 2 | |
| | | ○ 産業政策特論 | | 2 | |
| | | ○ 経営戦略特論 | | 2 | |
| | | ○ 比較経営学特論 | | 2 | |
| | | ○ 会計学特論 | | 2 | |
| | | ○ マーケティング特論 | | 2 | |
| | | ○ 経営活動情報特論 | | 2 | |
| ○ e-ビジネス特論 | | 2 | | | |
| ○ 情報交流特論 | | 2 | | | |

研究指導教員届

年 月 日

名城大学大学院

国際文化研究科長（修士課程） 殿

| | |
|--------------------------|--|
| 国際文化研究科 国際文化システム専攻（修士課程） | |
| 所属領域： | <input type="checkbox"/> 国際文化領域 <input type="checkbox"/> 国際観光産業領域 |
| 学生番号： | |
| 氏名（自署）： | |

研究指導教員を下記のとおり届出します。

記

| |
|------------|
| 研究題目 |
| |
| 研究指導教員（自署） |
| |

注 研究指導教員の承認を得て、入学年度の所定の期日（4月末日）までに研究科長（修士課程）に届けなければならない。

論文題目変更届

年 月 日

名城大学大学院

国際文化研究科長（修士課程） 殿

| | |
|--------------------------|--|
| 国際文化研究科 国際文化システム専攻（修士課程） | |
| 所属領域： | <input type="checkbox"/> 国際文化領域 <input type="checkbox"/> 国際観光産業領域 |
| 学生番号： | |
| 氏名（自署）： | |
| 研究指導教員確認 （自署） | |

下記の理由により、論文題目に変更がありましたので提出します。

記

| | |
|-------------|--|
| 当初 研究題目 | |
| 変更後 研究題目 | |
| 変更理由 | |

研究指導教員変更届

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（修士課程） 殿

| | |
|--------------------------|--|
| 国際文化研究科 国際文化システム専攻（修士課程） | |
| 所属領域： | <input type="checkbox"/> 国際文化領域 <input type="checkbox"/> 国際観光産業領域 |
| 学生番号： | |
| 氏名（自署）： | |

研究指導教員を下記のとおり変更しますので届出します。

記

1. 研究指導教員の変更

| | |
|------------------|--|
| 新：研究指導教員 （自署） | |
| 旧：研究指導教員 （自署） | |

※新・旧の研究指導教員から、必ず自署をもらうこと

2. 変更理由

| |
|--|
| |
|--|

名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）
研究倫理委員会規程

（平成31年4月1日）

（趣旨）

第1条 この規程は、名桜大学研究倫理に関する規程に基づき、名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程（以下「研究科（修士課程）」という。）に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置き、研究倫理審査について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 この規程は、研究科（修士課程）で行われる人間を対象とする研究（以下「研究」という。）に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施を確保することを目的とする。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員を持って構成する。

- (1) 研究科長（修士課程）
- (2) 各教育研究領域主任
- (3) 研究科長（修士課程）が特に必要と認める者若干人

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は研究科長（修士課程）とする。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めた場合は、申請者又は第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

（審議事項）

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究における倫理のあり方に関わる基本的事項について調査し、審議する。
- (2) 研究科（修士課程）の学生から申請された研究等に関わる研究計画書の倫理上の審議を行う。なお、研究計画書に変更が生じた場合においても、学生からの申請に基づき、同様に倫理上の審議を行うものとする。

(審査)

第8条 委員会は、前条第2号について、学生の申請（別紙様式名桜大学研究倫理審査部会規程第9条に規定する様式）に基づき審査を行い、その審査結果を学生に通知する。ただし、委員会が必要と認める時は、学生から申請のない場合でも審査の対象とする。また、委員会は、審査結果を名桜大学研究倫理審査委員会委員長へ提出するものとする。

(1) 審査対象

研究科（修士課程）の学生が実施する研究等とする。

(2) 申請者

申請者は、研究科（修士課程）の学生とする。

(公表)

第9条 第6条5項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に関わる部分については、その学生の同意を得るものとする。

(研究の終了、中止、状況報告義務)

第10条 申請者は、審査を経た研究を終了（中止）したときは、速やかに委員会に報告書（別紙様式名桜大学研究倫理に関する規程第15条に規定する様式）を提出しなければならない。なお、委員会は、申請者より報告を受けた後に名桜大学研究倫理審査委員会へ報告しなくてはならない。

2 申請者は、毎年、研究実施状況報告書（別紙様式名桜大学研究倫理に関する規程第15条に規定する様式）を委員会へ提出しなくてはならない。なお、委員会は、申請者より報告を受けた後に名桜大学研究倫理審査委員会へ報告しなくてはならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科（修士課程）委員会の議を経て、学長が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究倫理審査に関し必要な事項は研究科（修士課程）委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年11月20日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月14日）

この規程は、令和7年7月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(目的)

第1条 この内規は、文部科学省が策定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が求める取組みの内、名桜大学（以下「本学」という。）の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究資料等の保存等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「研究者」とは、本学の専任教職員および大学院生、ならびに研究倫理審査の承認を得た研究、外部資金の助成を受けた研究、または論文投稿や学会発表を行った研究に従事する学部学生（以下「学部学生」という。）をいう。

2 この内規において「研究資料等」とは、研究のために収集又は生成した資料、情報及び試料のうち、前項に該当する公開をした研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

(責任)

第3条 研究資料等の保存・開示は、それらを生み出した研究者本人が主たる責任を負う。なお、転出又は退職後もその説明責任を負うものとする。

2 大学院生及び学部学生の研究資料等については、本内規に定める保存期間が終了するまで、その責任を負う。なお、当該学生の指導教員は、データ保存状況について把握するものとする。

3 複数の研究者が共同で研究を実施する場合においては、各研究者が研究資料等を保存し、研究代表者となる者が全てのデータ保存状況について把握するものとする。

4 研究者は転出又は退職に際して、研究活動に関わる研究資料等のうち保存すべきものについて保管ないしは所在を確認し、追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。

(保存期間)

第4条 研究資料等（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、各研究分野の特性に応じ、これと別に定めることができる。

2 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料など）についてはこの限りではない。また、各研究分野の特性に応じ、これと別に定めることができる。

3 書物及び論文については、当該論文等に使用した文献リストを作成して保存することができる。

4 保存する研究資料等の中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、その法令等の定める期間に従う。

5 共同研究等（外部）により得られた研究資料等を受領する場合において、その保存期間に関する契約若しくは定めが別途あるときは、契約等で定められた期間に従う。
（保存方法）

第5条 研究資料等は、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存しなければならない。

（研究資料等管理簿の作成及び確認）

第6条 研究者は、論文等の発表等により研究を終了した場合は、速やかに研究資料等管理簿（様式第1号）を作成しなければならない。ただし、大学院生及び学部学生については、第3条第2項を適用するものとする。

2 地域連携研究推進課は、研究資料等管理簿を作成した研究者のうちから、研究データの保存が適切になされているか、毎年一定数を抽出のうえ、保存方法及び保存期間についての確認を行うものとする。

（転出又は退職時等の取扱い）

第7条 研究者が転出又は退職等する場合は、研究データ保存に係る転出時対応届（様式第2号）及び誓約書（様式第3号。転出者のみ。）を地域連携研究推進課に提出しなければならない。ただし、大学院生及び学部学生については、第3条第2項を適用するものとする。

2 研究者が転出又は退職した場合においても、原則として第4条に規定する期間は研究資料等を保存しなければならない。

3 前項においては、所属長又は事務局は研究者との連絡体制を維持すること等により、追跡可能な状況を確保するための措置を講じるものとする。

（開示）

第8条 研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ研究資料等を開示しなければならない。

（改廃）

第9条 この内規の改廃は、研究不正防止推進委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月24日）

この内規は、令和5年5月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和8年1月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。なお、第6条第1項に定めた研究資料等管理簿の作成は、令和7年4月1日以降に論文等の発表等により終了した研究を記載するものとする。

1 目的

名桜大学（以下「本学」という。）は、「大学の教育研究を広く社会に開放」することを、公立大学法人名桜大学定款第1条の冒頭に掲げている。本学は研究活動で生み出される研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を通じて社会の発展に貢献するための基本方針として、名桜大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

2 研究データの定義

本ポリシーにおける研究データとは、本学研究者（以下「研究者」という。）によって、研究活動の過程で収集又は生成された情報をいう。

3 大学の責務

本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

4 研究データの管理等の方法

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令、規則及び倫理の範囲内並びに他の者の権利を害さない範囲内において、決定することができるものとする。

5 研究者の責務

研究者は、研究データを適切に管理・保存すること、すなわち研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識し、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供するものとする。

6 その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

名桜大学研究データポリシー解説・補足

本解説は、「名桜大学 研究データポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の1～6の各項目について、用語の意味や背景等について解説するものである。

1. 目的

名桜大学（以下「本学」という。）は、「大学の教育研究を広く社会に開放」することを、公立大学法人名桜大学定款第1条の冒頭に掲げている。本学は研究活動で生み出される研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を通じて社会の発展に貢献するための基本方針として、名桜大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

研究活動においてデータの重要性はますます高まっている。学術研究をさらに発展させ、その成果を社会に役立てるためには、学術的価値の高い研究データの活用を促進することが不可欠である。また、本学の研究者が将来にわたって質の高い研究を続けられるようにするためには、研究データの取扱いに関するポリシーを策定し、それに基づいて適切にデータを公開し、活用していくことが求められる。このため、本学では研究データの管理及び公開に関する基本方針を示し、研究データの有効利用を促進するために、本ポリシーを定めた。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおける研究データとは、本学研究者（以下「研究者」という。）によって、研究活動の過程で収集又は生成された情報をいう。

研究データの定義について以下に解説する。

- (1) 研究データとは、本学における研究活動を通じて取り扱うデータをいう。
- (2) デジタルか否かは問わない。
- (3) 研究データには、収集又は生成したデータだけでなく、それらを解析又は加工して作成したデータも含まれる。
- (4) 研究データには、次に掲げる研究活動で取り扱うデータが含まれる。「調査データ」、「実験ノート」、「実験データ」、「観測データ」、「試験データ」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「メタデータ」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等
- (5) 研究データには、学外の研究者が、本学における研究活動を通して収集又は生成したデータが含まれる。
- (6) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

また、本ポリシーに定める「研究者」とは、本学の教職員、学生等、本学において研究活動に関わるすべての者（雇用形態等を問わない）と定義する。

3. 大学の責務

本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

研究データの管理とは、データの収集、生成、解析、保管、保存、廃棄や、研究データ管理計画の策定といった研究データに関わる一連の活動全般を指す。研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることを指し、利用者を限定しない「一般公開」と、アクセス権を付与された利用者限定する「制限公開」とを含む。公開しない場合は「非公開」となる。

4. 研究データの管理等の方法

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令、規則及び倫理の範囲内並びに他の者の権利を害さない範囲内において、決定することができるものとする。

研究者は、研究データの管理が研究活動に不可欠であることを認識し、適切にデータを管理・保存する責務を有する。そのため、研究者は各自の研究分野の特性を考慮し、法的及び倫理的な要件を遵守して研究データを管理する必要がある。

5. 研究者の責務

研究者は、研究データを適切に管理・保存すること、すなわち研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識し、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供するものとする。

研究データは、「一般公開」、「制限公開」、「非公開」を適切に区別し、管理する必要があるが、特段の定め等がある場合を除き、原則として研究者の判断を尊重し、これらを本学が一方的に定めることはない。研究者は、研究成果の透明性や公正性の確保のため、また社会、行政等広範な領域での利活用をする観点から、可能な範囲でデータを共有・公開に努める。また、公開したデータは研究者の判断において非公開にすることができる。ただし、DOI が付与された論文は研究者の判断では非公開にすることはできない。

また、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えばデータに第三者の知的財産権や個人情報を含む場合）には、それらを害してはならない。安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、適用される法令等を遵守する必要がある。共同研究契約や外部資金による研究に関する契約において、管理や公開に関する条件や制限が課されている場合は、それらに反しないよう十分に留意する必要がある。

研究者は、異動又は退職する場合、その管理する研究データの取扱いを、関係者と協議の上、あらかじめ決定しなければならない。

6. その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

データ管理に関わる社会や学術状況の変化を的確に捉え、個々の研究分野における法的・倫理的要件を尊重した上で、本ポリシー及び本解説は常に見直しが必要とされる。

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学（以下「法人」という。）の学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 法人の役員、教職員、その他法人に雇用されるすべての者をいう。
- (2) 学生等 学部学生、大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及びその他名桜大学（以下「本学」という。）に在学又は在籍して修学する者又は研究に従事する者（研究員含む）をいう。
- (3) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (4) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (5) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (6) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表第1項から第15項までに定める技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1第1項から第15項までに定める貨物をいう。
- (9) キャッチオール規制 外為令別表第16項に定める技術及び輸出令別表第1第16項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (10) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (11) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、法人として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (12) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

- (13) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1第1項に該当する貨物をいう。
- (14) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (15) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (16) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5,6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (17) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人という。
- (18) 特定類型該当者 法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、教職員等及び学生等が法人における教育、研究その他の活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

（基本方針）

第4条 法人の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（最高責任者）

第5条 法人の輸出管理における最高責任者は、理事長とする。

- 2 最高責任者はこの規程の制定・改廃、法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、前条第2項の重要事項を除く事項に関する最終的な決定を行う。

（安全保障輸出管理責任者）

第7条 輸出管理に係る業務を管理するため、安全保障輸出管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）を置き、副学長（研究国際担当）をもって充てる。

（安全保障輸出管理委員会）

第8条 本学の安全保障輸出管理に関する事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、輸出管理責任者をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会は輸出管理責任者を委員長とし、次の各号に定めるもので組織する。
 - (1) 輸出管理責任者
 - (2) 環太平洋地域文化研究所長
 - (3) その他学長が必要と認める者 若干名
- 7 前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員会の所掌事項は次に掲げるものとする。
 - (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
 - (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
 - (3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
 - (4) 監査に関する事項
 - (5) その他輸出管理に関する重要事項
(事前確認)

第9条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、事前確認シート（別記様式1-1、別記様式1-2）に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手續の要否について、統括責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シートによる事前確認を省略することができる。

- 2 前項の事前確認により、取引審査の手續が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第10条（該非判定）、第11条（用途確認）及び第12条（需要者等確認）の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手續を行わなければならない。
- 3 第1項の事前確認により取引審査の手續が不要とされた場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。
(該非判定)

第10条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」（別記様式2）を起票するものとする。

- 2 該非判定は、以下のとおり行う。
 - (1) 法人で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
 - (2) 法人外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先からの該非判定書を手入れしなくても法人として前号の手續により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略することができる。
(用途確認)

第11条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途」チェックシート（別記様式3）」を用いて確認するものとする。

（需要者等確認）

第12条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを別途定める「需要者チェックシート（別記様式4-5）」等および「明らかガイドラインシート（別紙様式5）」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手續を定め、当該手續に沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの機関から委託を受けた者である。

（取引審査）

第13条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手續が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める審査票（別記様式6-1又は別記様式6-2）を起票して安全保障管理責任者による審査を受審し、承認を得なければならない。

2 審査票には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

（許可申請）

第14条 前条第1項における承認により法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第15条 教職員等は、技術を提供する場合、第9条第1項の事前確認及び第13条の取引審査の手續が行われたこと並びに法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手續が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手續の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の出荷管理）

第16条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第9条第1項の事前確認及び第13条の取引審査の手續が行われたこと並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取

得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて輸出管理責任者へ報告する。輸出管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。
(特定類型該当者の確認等)

第17条 教職員等及び学生等は、次号に掲げる誓約書を統括責任者に提出しなければならない。

- (1) 特定類型該当性に関する誓約書（別記様式7号）
- (2) 採用又は入学時の誓約書（別記様式8号）
- (3) 退職又は卒業時（修了含む）の誓約書（別記様式9号）

- 2 前項の誓約書の提出後に誓約内容に変更が生じたときは、速やかに統括責任者に誓約書を再提出しなければならない。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第18条 教職員等は統括責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも10年間は保管しなければならない。

(監査)

第19条 統括責任者は、法人の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、提供・輸出を行った関係者を対象に必要に応じて監査を行うものとする。

(指導)

第20条 統括責任者は、教職員等に対し、最新の法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第21条 統括責任者は、法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第22条 教職員等は、法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を輸出管理責任者に速やかに通報しなければならない。

- 2 輸出管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告により、法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、統括責任者を通じて輸出管理責任者に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(事務の所管)

第23条 この規程に関する事務は、関係部課と情報共有・連携のもと、総務企画部総務課が行う。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が行う。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和7年8月27日)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月16日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

| | |
|----|--|
| 番号 | |
|----|--|

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

記入年月日 年 月 日

| | | | | | |
|-----|------|--|---|--------|--|
| 申請者 | フリガナ | | 印 | 所属・職名 | |
| | 氏名 | | | TEL | |
| | | | | E-Mail | |

F) 技術の提供を他者にしない、または、不特定多数が参加できる国際会議・学会等への参加の場合、I) 相手先は輸出例別表第3の地域であるで「はい」の場合は、所属事務部へこの用紙と必要資料を提出してください。

【必要資料】・学会発表、学会参加：学会のHPのハードコピー。アブストラクト等 ・論文投稿：アブストラクト、論文誌の情報等。・公知の技術：公知を証明する書類（書籍の奥付、論文のアブストラクト等）。海外出張（調査研究等）：調査場所、調査スケジュール等

*貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者（利用者）についてご記入ください。

| | | | |
|--------------------|--|--------------|---|
| 相手先氏名 | | 国名 | |
| | ※ <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③）該当性の根拠（ ） | | |
| 提供予定の技術の内容（概要） | | 相手先の所属 | |
| | | 取引期間 | ～ |
| 輸出貨物の名称（機器・試料等の名称） | | 用途（貨物の輸出の場合） | |

※特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみ。「該当性の根拠」には、関係する外国政府又は外国法人等(その属する国・地域名含む)も記入してください。

該当する事項にチェックを入れ（・）、裏面（フローチャート）のチェックを行ってください。

| | |
|--------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 技術の提供 | <input type="checkbox"/> 貨物の輸出（ <input type="checkbox"/> 自作品（改造機器、試料を含む） <input type="checkbox"/> 購入品 ） |
|--------------------------------|---|

●以下は、裏面（フローチャート）のチェックにおいて、作成要となった場合のみ記載してください。

【相手先に関する懸念情報】 ※裏面の『J』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

| | |
|--|--|
| 相手先が、外国人ユーザーリスト（※）に掲載されている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 仕向地が、イラン又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去に関与していた疑いがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下に同じ。）に用いられる疑いがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍もしくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載） | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

※外国人ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国人ユーザーリスト」（<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221104002/20221104002.html>）を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

| |
|--|
| |
|--|

●以下は、申請者は記入不要

| | | | | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|-------------|--------|-------|-----|
| 安全保障輸出管理責任者確認欄（該当のものにチェックを入れる） | | 確認欄 | | | |
| 上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。 | | 安全保障輸出管理責任者 | 総務課 担当 | 担当部局 | |
| | | | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| <input type="checkbox"/> 取引可 | <input type="checkbox"/> 審査票の作成を要する | | | | |
| コメント欄 | | 総務課長 | 担当者 | 担当課長 | 担当者 |

「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票（技術の提供・貨物の輸出用）（別記様式 6-2）」、②「用途確認チェックシート（別記様式 3）」、③「明らかガイドラインシート（別記様式 4）」、④「需要者チェックシート（別記様式 5）」を作成し、この書類と、これまで作成・徴収した書類を全て添付して、総務課に提出してください。

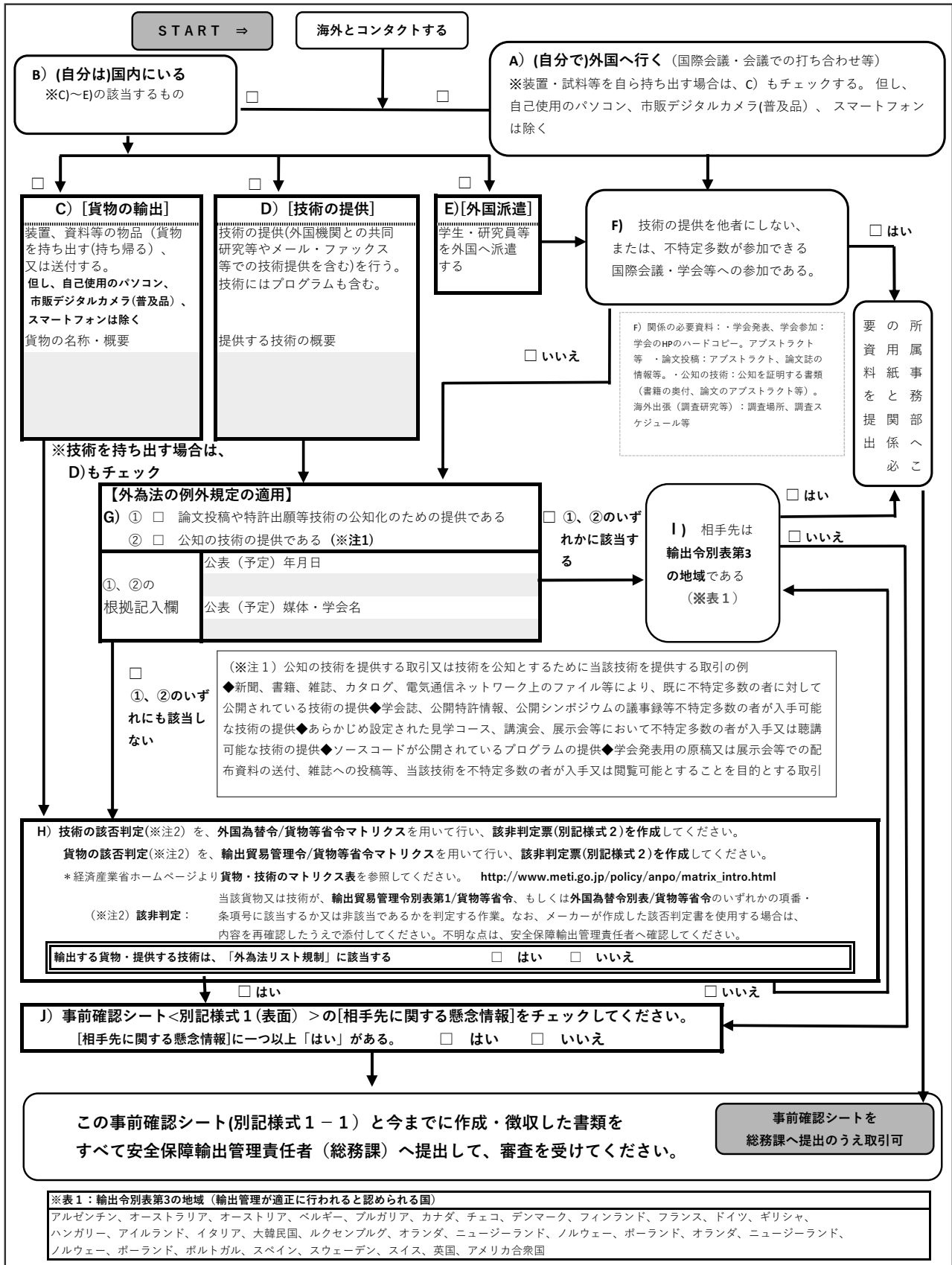
（別記様式1-1）技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート（表面）

| | |
|----|--|
| 番号 | |
|----|--|

安全保障輸出管理（技術の提供・貨物の輸出）に関するフローチャート

記入年月日 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック（■・✓）を入れてください。網掛け部分を記入してください。



(別記様式 1 - 1) 技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート (裏面)

| | |
|----|--|
| 番号 | |
|----|--|

外国人（研究者・留学生・見学者等）受け入れの事前確認シート

記入年月日 年 月 日

| | | | | | |
|-----|------|--|---|--------|--|
| 申請者 | フリガナ | | 印 | 所属・職名 | |
| | 氏名 | | | TEL | |
| | | | | E-Mail | |

| | | | |
|--|--|-------------|---|
| 受入予定者の氏名 | | 出身国 (国籍) | |
| ※ <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者 (<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③) 該当性の根拠 () | | | |
| 提供予定の技術の内容 (概要) | | 受入予定者の所属先 | |
| | | 取引期間 | ~ |
| 受入予定者の本学での身分等 | <input type="checkbox"/> 留学生 (<input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 国際交流学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 研究者・教員 (<input type="checkbox"/> 本学で雇用 (受入部署・職名等:) <input type="checkbox"/> その他 ())) <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> 海外からの研究員・研修生 (※2名以上の場合は、別途参加リストを作成し添付してください) | | |

※特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみ。「該当性の根拠」には、関係する外国政府又は外国法人等(その属する国・地域名含む)も記入してください。

■ 以下を記載する前に、裏面（フローチャート）のチェックを行ってください。

●以下は、裏面（フローチャート）のチェックにおいて、作成要となった場合のみ記載してください。

[相手先に関する懸念情報] ※裏面の『E』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

| | |
|--|--|
| 相手先が、外国人ユーザーリスト (※) に掲載されている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 受入予定者の出身国が、イラン又は国連武器禁輸国・地域 (アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン) である。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 相手先が、HP等の公開情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去に関与していた疑いがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等 (核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機) もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品製品の開発等 (開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下に同じ。) に用いられる疑いがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍もしくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載) | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

※外国人ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」 (<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221104002/20221104002.html>) を参照してください。

| |
|---|
| 上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。 |
|---|

●以下は、申請者は記入不要

| | | | | |
|---|-------------|----------|-------|-----|
| 安全保障輸出管理責任者確認欄 (該当のものにチェックを入れる) | 確認欄 | | | |
| 上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。 <input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 審査票の作成を要する コメント欄 | 安全保障輸出管理責任者 | 総務課 担当 | 担当部局 | |
| | | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| | | 総務課長 担当者 | 担当課長 | 担当者 |

「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票(外国人受入用)(別記様式6-2)」、②「用途確認チェックシート(別記様式3)」、③「明らかガイドラインシート(別記様式4)」、④「需要者チェックシート(別記様式5)」を作成し、この書類と、これまで作成・徴収した書類を全て添付して、総務課に提出してください。

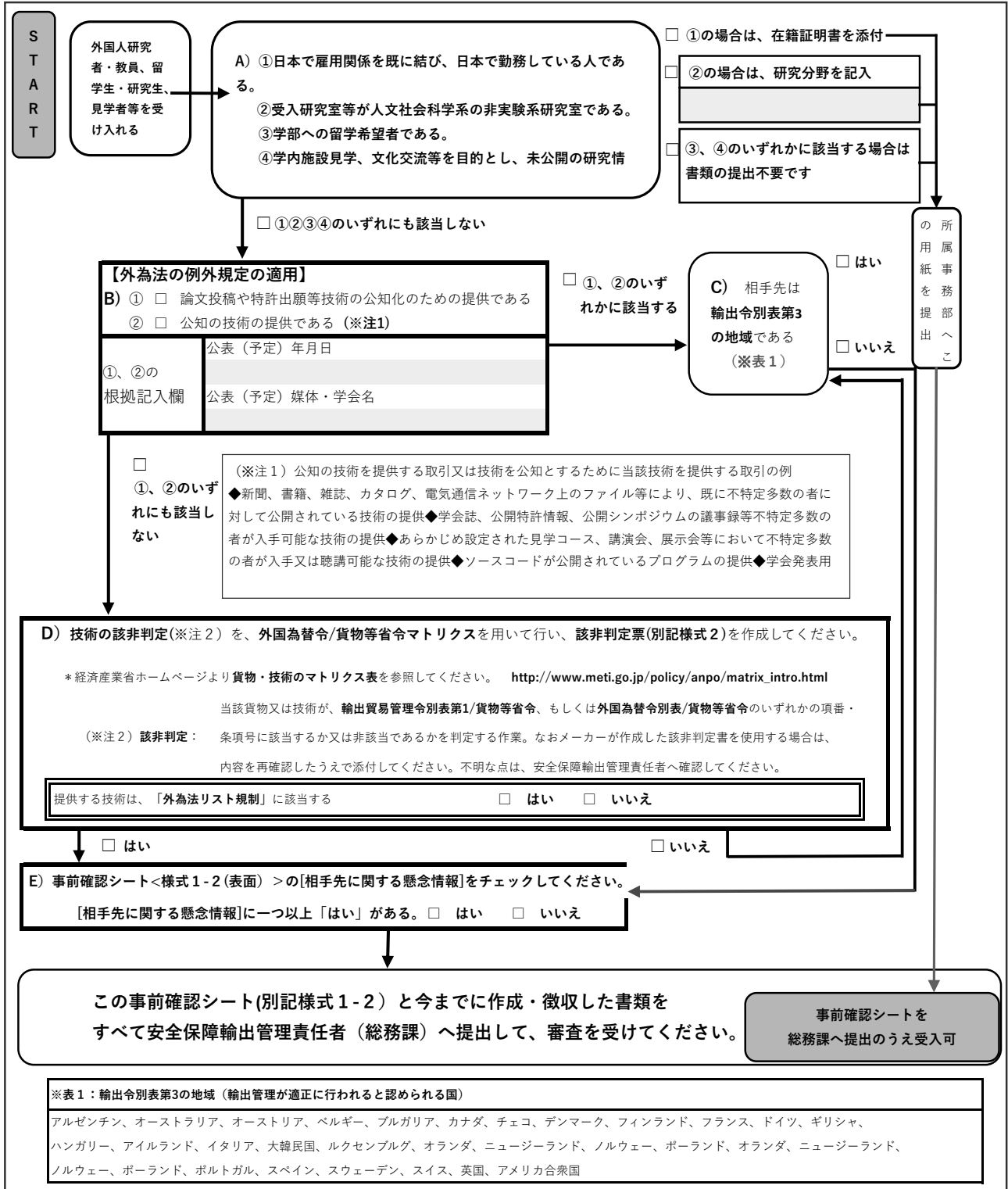
(別記様式1-2) 外国人 (研究者・留学生・見学者等) 受け入れの事前確認シート(表面)

| | |
|----|--|
| 番号 | |
|----|--|

安全保障輸出管理（外国人研究者・留学生・見学者等の受入）に関するフローチャート

記入年月日 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック（■・✓）を入れてください。網掛け部分を記入してください。



（別記様式1-2）外国人研究者・留学生・見学者等の受入の事前確認シート（裏面）

名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の学位論文 審査及び最終試験に関する取扱要項

（趣旨）

第1条 この要項は、名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）（以下、「研究科（修士課程）」という）の学位論文（以下「論文」という。）の審査及び最終試験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（論文の提出）

第2条 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について30単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願（様式第1号）に学位論文作成要領（別表）による論文正本1部、副本2部、計3部及び論文要旨（様式第2号）3部を添えて、12月27日（9月修了予定者については、6月30日）までに研究指導教員を経て研究科（修士課程）長に提出しなければならない。

（審査方法）

第3条 研究科（修士課程）長は、受理した論文の審査を名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会（以下「修士課程委員会」という。）に付託する。

2 修士課程委員会は、論文の審査を付託されたときは、各論文ごとに審査会を設置し、その審査に当たらせる。

3 審査会は、3人以上の審査委員をもって構成し、研究指導教員を主査とする。

4 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

5 副査に研究指導補助教員を1名以上含めるものとする。

6 副査には、他研究科の教員、他大学大学院の教員等を加えることができるものとする。

（最終試験）

第4条 最終試験は、論文の審査終了後、審査会が論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

（報告）

第5条 審査会は、論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査及び最終試験の結果報告書（様式第3号）により、研究科長（修士課程）に報告する。

2 研究科長（修士課程）は、審査会の報告を修士課程委員会に諮り、最終試験の可否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

（改廃）

第6条 この取扱要項の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月15日）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月16日）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月25日）

1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規定に関わらず、なお従前の例による。

| | |
|-------------|--|
| 指導教員 認 印 | |
|-------------|--|

学 位 論 文 審 査 願

年 月 日

名城大学大学院
国際文化研究科長（修士課程） 殿

国際文化研究科 _____

国際文化システム専攻（修士課程） _____

領域名 _____

学生番号 _____

氏 名 _____ 印

この度名城大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第2条の規定に基づき、下記のとおり学位論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目

| |
|--|
| |
|--|

名城大学大学院
国際文化研究科長（修士課程） 殿

学位論文審査委員

主 査 _____ 印

委 員 _____ 印

委 員 _____ 印

学位論文審査及び最終試験の結果報告書

この度、審査会として、学位論文の審査及び最終試験を終了しましたので、その結果について、名城大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

| | | | | | | |
|---------|--------------------------|-----|-------|----------|-----|-------|
| 研究科・専攻 | 国際文化研究科 国際文化システム専攻（修士課程） | | | | | 領域 |
| 研究指導教員 | | | | | | |
| 学 生 番 号 | | | 氏 名 | | | |
| 成 績 評 価 | 学位論文 | 合 格 | 不 合 格 | 最終試験 | 合 格 | 不 合 格 |
| 論 文 題 目 | | | | | | |
| 審 査 要 旨 | | | | | | |
| | 評価項目 | 評点 | | 評価項目 | 評点 | |
| | テーマ設定 | ／5 | | 分析 | ／5 | |
| | 既存の知見・背景の理解 | ／5 | | 成果・結論 | ／5 | |
| | 研究方法と分析の視点 | ／5 | | 総合評価・その他 | ／5 | |
| | 評 定 合 計 | | | | | ／30 |

別表（第2条関係）

学位論文作成要領

- 1 規格は、A4版（21cm×29.7cm）とする。
- 2 表紙・裏表紙は、A4版の表紙（白厚紙）を使用する。
 - (1) 表紙は次の事項を記載する。

（横書きの表紙）

| | |
|--|--|
| | 論文題目 年度 名桜大学大学院 国際文化研究科 専攻（修士課程） ○○領域 氏名 |
|--|--|

（縦書きの表紙）

| | |
|--|----|
| 論文題目 | 氏名 |
| 名桜大学大学院 国際文化研究科 専攻（修士課程） ○○領域 | 年度 |

- (2) 表紙の年度は学年度とし、西暦を用いる。

3 本文

- (1) 横書き又は縦書きにする。
- (2) 論文の字数は、原則として20,000字以上とする。但し、外国語の場合は原則として40,000語以上とする。
- (3) ページ数を記入し、目次を作成する。

4 製本

横書きの場合は左とじ、縦書きの場合は右とじとし、クリップとじにする。

5 本文紙面の余白は次のとおりとする。

| | | |
|-------|-------|------|
| | 2.5cm | |
| 2.0cm | | 横書本文 |
| 3.0cm | | |
| | 2.5cm | |

| | | |
|-------|-------|------|
| | 2.5cm | |
| 2.0cm | | 縦書本文 |
| 3.0cm | | |
| | 2.5cm | |

名桜大学大学院修士論文 執筆要領

I 書式

1 本文について

- 1) 論文は横書きとする
- 2) 論文の冒頭に日本語の「要約」及び英語の「Abstract」を付ける。
- 3) 原稿をワープロ等で作成する場合は、A4版の用紙に、和文：40字×30行、英文：ダブルスペース、左右マージンを3cm、25行程度にする。本文中の引用説明は（著者又は編者、頁）に入れる。図表などは本文中に組み込む。
- 4) 英語論文の場合、現代英語以外の文には、イタリック体で表示し英訳を付ける。
- 5) 注は脚注（footnote）ではなく endnote として参考文献の前にまとめる。
- 6) ページは本文、注、参考文献のすべてについて、通し番号を打つ。
- 7) 見出しは、「章」「節」...ではなく、数字表記とする。

表記例

I . . .
1 . . .
1) . . .
 (1) . . .
 i . . .
 i) . . .
 (i) . . .

2 和文の文献目録について

- 1) 和文の文献については、論文は「 」、書名は『 』に入れる。
- 2) 和文の参考文献のみの場合、著者名により五十音順に配列する。

3 英文の文献目録について

- 1) 文献は、書名（thesisを含む）、雑誌名には通常の capitalization を用い、各単語は冠詞、前置詞等を除き大文字で始める。書名、雑誌名はイタリック体で記す。
- 2) 同一著者の文献が2点以上ある場合は年代順に並べる。2点目以降も、著者名と雑誌名は省略しない。

4 原則として人文系は MLA、社会・自然系は APA スタイルを準用する。

5 上記によりがたい場合は、領域主任会議と協議し、それぞれの領域における学会誌等の執筆要領により作成することができる。

参 考 文 献 表 記 例

古瀬幸弘 1994 『ワープロここが不思議』 講談社

杉本武 1992 「正規表記によるプレーン・テキストの検索」 『日本語学』
11巻8号 明治書院

MLA Kuno, Susumu., *Functional Syntax*. Chicago: U of Chicago P, 1987.

APA Lewis, M., Stranger, C. & Sullivan, M. W. 1989, "Deception in 3-year-olds."
Developmental Psychology 25, pp. 435-443

名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）研究生規程

（趣旨）

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）第48条に規定する国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）（以下「研究科（修士課程）」という。）の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 研究科（修士課程）において、個別の資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者

（事前相談）

第3条 研究生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、予め研究指導を受けたい教員（以下「研究指導教員」という。）と相談し、研究指導の承諾を受けなければならない。

- 2 研究指導教員は、特別な事情のある場合を除き、志願者と面接を行い、その結果、指導教員となることを承諾した場合は、承諾書（兼）推薦書を志願者に交付するものとする。

（出願書類）

第4条 志願者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 履歴書
- (3) 学力判定に必要な書類
 - ア 出身大学又は大学院の卒業（見込）または修了（見込）証明書
 - イ 出身大学又は大学院の成績証明書
 - ウ 研究計画書
 - エ 研究業績目録
- (4) 研究指導教員の承諾書（兼）推薦書
- (5) 経費支弁調書（外国人留学生のみ）
- (6) 日本語能力又は英語能力の証明書（本学卒業生を除く外国人留学生のみ）
- (7) 所属長の承認書（在職中の者のみ）
- (8) その他、研究科（修士課程）長が必要と認める書類（研究生の選考）

第5条 研究生の選考は、名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会（以下「修士課程委員会」という。）が行う。

- 2 選考は、原則として書類審査により行う。
- 3 前項の規定に関わらず、必要と認められる場合は、面接、学力試験等を課すことができる。

（入学手続き及び入学許可）

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学の

手続きを行わなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に研究生として入学を許可する。

(入学の時期)

第7条 研究生の入学時期は、年度の始め又は学期の始めとする。

(研究生の在学期間)

第8条 研究生の在学期間は、1年又は学期ごととし、入学を希望する年度内とする。

2 研究生が在学期間終了後、なお引き続き研究の継続を希望するときは、在学期間終了日の30日前までに次に掲げる書類により修士課程委員会の議を経て研究科長(修士課程)の許可を受けなければならない。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

3 前項により、引き続き研究の継続を許可された者の在学期間は、通算2年の範囲内とする。

第9条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金規程の定めるところによる。但し、前条第2項の規定による研究継続の場合は、検定料及び入学料は徴収しない。

2 実験及び実習等に要する経費は、別に負担させることができる。

(研究指導・授業科目の履修等)

第10条 研究生は、毎週、研究指導教員が指定した日時に研究指導を受けなければならない。

2 研究指導教員が必要と認めた場合は、学群・学部又は研究科(修士課程)の授業科目担当教員の承諾を得て、当該授業科目を聴講生として履修することができる。但し、聴講生としての履修料は免除する。

3 授業科目の履修において単位の修得を希望する場合は、科目等履修生として登録し、規定の履修料を支払わなければならない。

4 前項の規定により科目等履修生として履修した研究科(修士課程)の授業科目については、履修した者が研究科(修士課程)の正規学生として入学した場合は、大学院学則第36条の規定に従い、研究科(修士課程)の修了単位として認定を申請することができる。但し、認定される単位は10単位までとし、演習科目は申請できないものとする。

(研究指導、授業科目の履修に関する外国人留学生の特例)

第11条 外国人留学生は、前条に規定する研究指導及び授業科目の履修について、1週間につき合計して10時間(7コマ)以上の学修を行わなければならない。

(施設等の利用)

第12条 研究生は、研究指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の施設及び設備を利用することができる。

(研究成果報告書の提出)

第13条 研究生は、研究指導教員の指示に従い、第8条で規定する在学期間を終了する時には、研究成果報告書を研究科(修士課程)長に提出しなければならない。

(研究証明書、研究修了証書等)

第14条 研究科（修士課程）長は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

2 学長は、修士課程委員会の審査により、相当の成績があると認められた者に研究修了証書を授与する。

3 前項の審査は、研究指導教員の申請により開始する。

（検定料、入学料及び授業料の取扱い）

第15条 既納の検定料及び入学料は還付しない。

2 授業料の取扱いについては、名桜大学学則第37条から第37条の4の規定を準用する。

（学内規則等の準用）

第16条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学内規則等を準用する。

（改廃）

第17条 この規程の改廃は、修士課程委員会の議を経て、研究科（修士課程）長が行う。

（補則）

第18条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、修士課程委員会の議を経て研究科長（修士課程）が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成27年5月20日）

この規程は、平成27年5月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月16日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月20日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定）第14条第3項の規定に基づき、名桜大学大学院（以下「各研究科」という。）における長期履修の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期履修学生)

第2条 職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することを申し出た学生で、各研究科課程委員会の議を経て、学長が長期履修を認めた学生を長期履修学生として在学することを認める。

(対象者)

第3条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護、障害等により学業専念が困難である等、相当の事由があると認められる者

(長期履修期間)

第4条 長期履修期間は、1年を単位とし、次のとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程：標準修業年限に1年を加えた年数を超えてはならない。
- (2) 博士後期課程：標準修業年限に3年を加えた年数を超えてはならない。

(長期履修の申出)

第5条 長期履修希望の申出は、入学後1年以内に行うものとする。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、前条の申出期限内に、長期履修申請書(様式第1号)を学長に提出するものとする。

- 2 前項の申出があったときは、各研究科課程委員会の議を経て、学長が認めるものとする。
- 3 学長は、長期履修を認めた場合は、当該学生に対し、長期履修許可(様式第2号)の通知をする。

(履修期間の短縮)

第7条 長期履修の期間は、1回に限り、学長に申し出て短縮することができる。それ以外の期間の変更は認められない。

- 2 前項の履修期間の変更に伴い、各研究科の修了要件を満たすと見込める場合は、各研究科課程委員会の議を経て、履修期間の変更及び修了を認めることができるものとする。
- 3 履修期間の変更手続きは、前条の規定を準用する。

(履修)

第8条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(授業料)

第9条 長期履修学生が1年間に納入する授業料は、入学金を除き、学則に定める標準修業年限に納入すべき総額を長期履修期間で除した額とする。

2 履修計画を超えて在学する場合は、長期履修学生でない学生が納入する授業料額を納入するものとする。

3 第7条によって長期履修期間の短縮が認められた者は、長期履修学生として納入すべき授業料の未納分を修了する学期に完納しなければならない。

(補則)

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則 (令和6年6月12日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度以前に入学し、既に長期履修が認められている者は、改正後の規程に関わらず、なお従前の例による。

長期履修（長期履修期間短縮）申請書

名桜大学長 殿

（申請者）

| | |
|------|--|
| 所 属 | <input type="checkbox"/> 国際文化研究科（修士課程） <input type="checkbox"/> スポーツ健康科学研究科（修士課程） <input type="checkbox"/> 看護学研究科（博士前期課程） <input type="checkbox"/> 国際文化研究科（博士後期課程） <input type="checkbox"/> 看護学研究科（博士後期課程） |
| 学生番号 | |
| フリガナ | |
| 氏 名 | |

下記のとおり、（長期履修 ・ 長期履修期間短縮）※を希望するので申請します。

※該当を○印する

記

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 入 学 年 月 日 | （西暦） 年 月 日 |
| 申 請 希 望 期 間 | （西暦） 年 月 日 から （西暦） 年 月 日（ 年間） |
| 申 請 理 由 | |

【備考】

- 1 就業している場合は、勤務先が発行する勤務証明書（相当書類）を添付すること。
- 2 その他、各研究科が求める書類
- 3 長期履修期間の短縮を希望する場合は、当初許可された「長期履修許可通知」の写しを添付すること。

提出先：教務部教務課

面 談 票

学生番号：

氏 名：

【 所 見 】

上記のとおり面談（ 直接 ・ 電話 ・ E-Mail ）したことを報告します。

年 月 日

指 導 教 員

名大教務第 号
年 月 日

（申請者）

所 属
学 生 番 号
氏 名

名桜大学長
（公印省略）

長期履修（又は長期履修期間短縮）許可（通知）

下記のとおり、長期履修（又は長期履修期間短縮）を許可します。
履修にあたっては、指導教員と相談のうえ、計画的に行うよう留意ください。

記

| | | | | |
|-----------|------|---|---|--------|
| 入 学 年 月 日 | （西暦） | 年 | 月 | 日 |
| 許 可 期 間 | （西暦） | 年 | 月 | 日 から |
| | （西暦） | 年 | 月 | 日（ 年間） |

【備考】

- 1 学費の支払い手続きについては、近日中に会計課から連絡があることを申し添えます。

【本件に関する問合せ先】

名桜大学教務部教務課学習支援係

TEL：0980-51-1055

FAX：0980-51-1124

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則(平成13年4月1日制定。以下「学則」という。)

第21条の規定に基づき、再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学の資格)

第2条 再入学の入学資格を次に掲げる。

(1) 学則第26条の規定により退学した者であること。

(2) 再入学を希望する学期の開始日が退学許可日から起算して、経過年数が3年以内であること。

ただし、当該研究科の議を経て、研究科長が認める場合はその限りでない。

(出願書類)

第3条 再入学を志願する者は、学期の始まる60日前までに、入学検定料を添えて次の書類を提出しなければならない。

(1) 再入学願書(別紙様式1)

(2) 履歴書(別紙様式2)

(3) 面談票(別紙様式3)

(再入学の選考)

第4条 再入学者の選考は、当該研究科が出願書類及び面談によって行うものとする。

(再入学の許可)

第5条 再入学は、当該研究科の議に基づき、学長が許可する。

2 再入学は、原則として、1回に限りこれを認める。

3 再入学は、原則として、研究科の在籍者数が収容定員を越えない範囲で認めるものとする。

(再入学の時期)

第6条 再入学の時期は、学期の始めとする。

ただし、退学した学期及び退学した翌学期は再入学することはできない。

(単位の認定)

第7条 再入学を許可された者が名桜大学大学院において修得した単位は、原則としてそのまま認定する。

ただし、退学時に履修した科目の名称等が変更されている場合は、新しい科目名称に読み替えて単位を認定する。

(在学期間)

第8条 再入学を許可された者の修業年限及び年次は、退学時の修学状況を勘案し、当該研究科の議を経て、学長が決定する。

(学費等及び諸納入金)

第9条 再入学を許可された者の学費等及び諸納入金は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程に定める当該研究科の額とする。

(再入学の適用規程)

第10条 再入学した者には、再入学する年次に相当する学生が入学した年度の学則及びその他諸規程を適用する。

(雑則)

第11条 この規程の改廃は大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

再入学願書

令和 年 月 日

名桜大学長 殿

| | |
|-----------|-----|
| 旧 所 属 | 研究科 |
| | 専攻 |
| | 領域 |
| 旧 学 生 番 号 | 年 次 |
| 氏 名 | |

下記の理由により、_____ 研究科 _____ 課程 _____ 年次に再入学したく保証人連署の上お願い致します。

記

1. 退学等の年月日及び理由

.....

.....

2. 再入学の理由

.....

.....

.....

.....

【備考】

この願書は、学期の始まる60日前までに次の書類を添えて教務課へ提出すること。

1. 履歴書
2. 面談票
3. 検定料 (9,800 円)

| |
|--------|
| 検定料受領印 |
| |

履 歴 書 (再入学生用)

| | | | | |
|----------------------------|--|----|--------------|-----|
| フリガナ | | 生年 | 年 月 日生 (満 歳) | 性別 |
| 氏名 | | 月日 | 年 月 日現在 | 男・女 |
| 学 歴 (中学校卒業から記入すること) | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 職 歴 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 年 月 | | | | |
| 【 自由記述 】 | | | | |
| | | | | |

面談票 (再入学生用)

旧学生番号 : _____

氏名 : _____

TEL : _____

【 所 見 】

上記のとおり面談したことを報告します。

令和 年 月 日

指導教員 (予定)
(自筆)

欠席及び成績評価の対象等に関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、名桜大学（以下「本学」という。）における授業等の欠席及び期末試験等の受験資格等に関し定めるものとする。

(授業への出席及び欠席、公欠届提出期限及び学修)

第2条 学生は、登録した科目の授業に常に出席しなければならない。

2 やむを得ず欠席する場合は、原則として事前に欠席届（様式第1号）を担当教員に提出しなければならない。

3 病気又はその他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書（又は写し）又は欠席理由書（様式第2号）を添えるものとする。

4 次の事由による欠席については、これを公欠席として許可し、出席扱いではないが、通常の欠席とはしない。

(1) 忌引

ア 1 親等及び配偶者は、7日以内（休日等を含む）

イ 2 親等は、5日以内（休日等を含む）

(2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）で定められた感染症

(3) 裁判員制度による裁判所への出廷

(4) 教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験

(5) その他、国際大会への出場等学長が必要と認める場合

5 前項の規定により許可を受けようとする者は、原則として、事由後1週間以内までに、公欠席願（様式第3号）を教務課に提出しなければならない。

6 授業担当教員は、第4項に掲げる公欠席があった場合、当該学生に対し必要な学修を課すものとする。

(公欠席と手続)

第3条 公欠席となる事由等については、別表のとおりとする。

2 公欠席の回数の上限は、次の各号のとおりとする。

(1) 1 個学期の授業回数が8回以下の場合は、1回

(2) 1 個学期の授業回数が15回の場合は、2回

(3) 1 個学期の授業回数が30回の場合は、4回

(4) 上記(1)～(3)に該当しない場合は、全学教務委員長が判断するものとする

3 公欠席は、原則として学生本人が願い出るものとする。

(成績評価の対象)

第4条 成績評価の対象者は、原則として授業時間の3分の2以上出席した者とする。

(改廃)

第5条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第6条 この申合せに定めるもののほか、この申合せの運用に関し必要な事項は、別に

定める。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年12月4日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日）

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日）

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日）

この申合せは、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和3年10月27日）

この申合せは、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和4年12月28日）

この申合せは、令和4年12月28日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和6年6月26日）

この申合せは、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日に在籍する全学生に適用する。

欠 席 届

授業担当教員

殿

学類・学科名

学 生 番 号

氏 名

次のとおり、授業を欠席することになりましたので、届出いたします。

| | | | |
|----------------------|----------------|--------------------|----------------------|
| 欠席日 | 年 月 日 年 月 日 | 欠席の期間 (長期欠席の場合) | 自： 年 月 日 至： 年 月 日 |
| 授業科目 | | クラス | |
| 欠席理由 (長期欠席は様式第2号) | | | |

備考1 この届け出は、受講科目ごとに担当教員に提出すること。

- 2 病気その他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書(写しも可)又は欠席理由書(様式第2号)を添付する。

欠 席 理 由 書

氏 名

学 生 番 号

欠席の期間が1週間を超えますので、その理由について次のとおり説明します。

| | |
|------------------------------|---------------|
| 欠席の期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 欠席の理由（詳細に） | |

公 欠 席 願

名桜大学長 殿

学類・学科名

学 生 番 号

氏 名

次のとおり「公欠席」として、授業を欠席させていただきますようお願いいたします。

| | | | |
|---------------|----------------|--------------------|----------------------|
| 欠席日 | 年 月 日 年 月 日 | 欠席の期間 (長期欠席の場合) | 自： 年 月 日 至： 年 月 日 |
| 授業科目 | | クラス | |
| 欠席理由 | | | |

備考1 届出が許可された場合は、学部長名で受講科目ごとに担当教員に通知される。

2 公欠席の回数は以下のとおり：

- (1) 1個学期の授業回数が8回以下の場合、1回
- (2) 1個学期の授業回数が15回の場合、2回
- (3) 1個学期の授業回数が30回の場合、4回

3 別表を参考にして公欠席の理由を証明する関係書類を添付し、事由後、1週間以内に教務課へ提出すること。公欠席に該当しない場合は、通常の欠席になります。

この願出を『公欠席』として（ 許可 不許可 ）してよいか伺います。

| | | | | | | |
|--------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 学群・学部長 | 事務局長 | 教務部長 | 課 長 | 係 長 | 主 任 | 係 員 |
| | | | | | | |

別表（第3条関係）

「公欠席」対象項目と手続等

| 公欠席対象項目 | 添付資料 | 対象者 | 備 考 |
|-----------------------|--------------------------|-------|---|
| 忌引 | 公的証明書または事実を証明する書類を添付し申請。 | 1～4年次 | |
| 感染症* | 診断書、または感染したことが確認できる書類 | 1～4年次 | *学校保健安全法施行規則で定められた感染症。 事後に診断書等を添付し申請 |
| 裁判員制度による裁判所への出廷 | 裁判所からの通知書等 | 1～4年次 | |
| 教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験 | 参加することが分かる書類等 | 1～4年次 | |
| 国際大会への出場等 | 大会要項等参加することが分かる書類 | 1～4年次 | |

暴風時の授業の取扱いに関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、暴風時における授業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(暴風警報発令の場合の授業の取扱い)

第2条 暴風による事故の発生を防止するため、暴風雨時の場合の授業の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 午前7時現在、沖縄本島の一部に暴風警報（以下「警報」という。）が発令されている場合（ただし、沖縄本島の周辺離島及び海上に発令された警報は除く。）は、午前中の授業は休講とする。ただし、午前10時までに警報が解除された場合は、3時限目から授業を行う。
- (2) 午前10時までに警報が解除されない場合は、当該日の全ての授業を休講とし、構内への入構を禁ずる。
- (3) 授業中に警報が発令された場合は、直ちに授業を中止する。
- (4) 警報発令時は、学生の身の安全を最優先し、授業の実施方法（対面・遠隔）にかかわらず、全ての授業を休講とする。
- (5) 警報発令によって休講となった授業の補講は、学年暦に定められた一斉補講日又は学長が指定する日時に実施する。
- (6) 警報発令によって中止となった定期試験は、原則として翌週の当該曜日及び時限に行う。
- (7) その他、この取扱い以外に緊急事態が生じた場合は、学長は速やかに適切な措置を講じるものとする。

(周知)

第3条 前条の周知については、ユニバーサルパスポート及び大学ホームページ等にて掲載するものとする。

(改廃)

第4条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て、全学教務委員長が行う。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行する。

附 則（平成24年6月27日）

この申合せは、平成24年6月27日から施行する。

附 則（令和3年8月25日）

この申合せは、令和3年8月25日から施行する。

附 則（令和5年9月21日）

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規

(平成28年2月2日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、名桜大学大学院(以下「大学院」という。)の正規学生(以下「学生という。」)を対象とした研究支援補助金に関する事項を定め、大学院における研究の促進を図ることを目的とする。

(補助金支給対象者)

第2条 補助金支給対象者は前条に定めた者とし、休学者は除く。

(補助の対象)

第3条 学生に対する補助の対象は次の各号に該当し、かつ、研究に直接関係する費用のみとする。

- (1) 書籍、資料及び消耗品等
- (2) 調査及び学会発表に要する旅費交通費

(補助金額等)

第4条 学生への研究支援補助金額は、大学院運営費に計上された当該年度予算の範囲内とする。

- 2 学生への補助金額は別途、申請要項に定める。
- 3 前条にかかる費用は、事前に受け取ることはできない。

(申請方法)

第5条 補助金の申請は年度内に2回行うことができる。

- 2 申請は指導教員の承認を経て、研究科長へ行う。
- 3 申請の期限について、1回目は9月30日、2回目は2月の第2金曜日までに行うこととする。
- 4 申請にかかる詳細事項については、別途、申請要項に定める。

(審査及び支給金額の決定)

第6条 補助金審査及び支給金額に関し、研究科委員会において決定する。

(支給方法)

第7条 前条で決定された補助金額の支給方法は別途、申請要項に定める。

(補則)

第8条 この内規の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (平成28年2月2日)

1. この内規は、平成28年4月1日から適用する。
2. 平成27年度以前に入学した長期履修学生についても、本規程を適用する。

(目的)

第1条 この規程は、名桜大学大学院に在学する学生のうち、学業、人物ともに優秀な学生（以下「奨学生」という。）に対し、奨学金を給付することによって勉学を奨励することを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 国際文化研究科修士課程奨学金 | 24万円/人 |
| (2) 国際文化研究科博士後期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (3) 看護学研究科博士前期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (4) 看護学研究科博士後期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (5) スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金 | 24万円/人 |

(奨学金の対象)

第3条 奨学生は本学大学院に在籍している正規学生のうち、学業、人物ともに優秀で高度な研究能力を有し、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者とする。

(募集の時期)

第4条 奨学生の募集は、後学期の始めにこれを行う。

(出願書類)

第5条 奨学生を志願する者は、次の関係書類を指定された期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 研究計画書
- (3) 誓約書
- (4) 所得証明書

※申込者本人及び同一生計の家族の収入（定職収入、アルバイト収入、奨学金収入、その他収入等）を証明するもの。

- (5) その他本学が必要と認める書類

(奨学生の選考)

第6条 奨学生の選考は、入学後の学業成績（GPA含む）及び提出書類に基づき、次のとおり行う。

- (1) 国際文化研究科修士課程奨学金については、国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程領域主任会議が行う。
- (2) 国際文化研究科博士後期課程奨学金については、国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会が行う。
- (3) 看護学研究科博士前期課程奨学金については、看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会が行う。
- (4) 看護学研究科博士後期課程奨学金については、看護学研究科看護学専攻博士後期課

程委員会が行う。

(5) スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金については、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会が行う。

2 各審議機関が必要であると認めるときは、面接を実施することができる。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、各研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 学長は、前項の規定により決定した奨学生について学内に公示し、かつ、本人に通知しなければならない。

3 奨学生の採用は、在学中1回限りとする。

(奨学金の財源)

第8条 奨学金は、毎年度本学が決定する奨学費予算をもってその財源とする。

(奨学生の数)

第9条 奨学生の人数は、財源の範囲内でこれを決定する。

(奨学金支給の取消し)

第10条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各審議機関の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

(1) 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。

(2) 除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。

(3) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生が前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(庶務)

第12条 本奨学金に関する庶務は、学生課において行う。

(補則)

第13条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、理事長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令和5年8月23日)

1 この規程は、令和5年8月23日から施行し、令和5年3月31日以前に在籍する学生で従前の規程で本奨学生として採用された者は、第7条第3項を適用する。

2 この規程の施行により、従前の名桜大学大学院国際文化研究科奨学金規程(平成15年2月27日制定)ならびに名桜大学大学院看護学研究科奨学金規程(平成23年4月1日制定)は廃止する。

附 則 (令和6年2月28日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学(以下「本学」という。)の授業料の免除及び徴収猶予については、この規程の定めるもののほか、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金規程に関する規程、名桜大学独自の授業料減免実施要項及び名桜大学留学生授業料減免実施要項に定めるところによる。

(対象)

第2条 授業料の免除及び徴収猶予は、本学の学群、学部学生、専攻科生及び大学院生(以下「学生」という。)を対象とする。

(申請)

第3条 授業料の免除又は徴収猶予を受けようとする者(本人が行方不明の場合は、保証人等を含む。以下同じ。)は、学長に申請しなければならない。

(免除等の許可)

第4条 授業料の免除は、選考機関の議を経て学長が許可する。ただし、第6条、第7条及び徴収猶予に係る第10条、第11条については、選考機関の議を経ることなく学長の許可により行うものとする。

2 選考機関は、名桜大学学生サポート委員会(以下「学生サポート委員会」)をもって充てる。

(経済的理由による場合の授業料免除)

第5条 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項に規定する授業料等減免対象者以外の正規学生で、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、対象学生の学業成績が優秀で、標準修業年限で卒業し、又は修了できる見込みがあると判断される者を対象に授業料の半額を免除することができる。

2 前項の対象者は、第2条の学生を対象とするが、正規留学生の取扱いについては第6条のとおりとする。

3 前1項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、必要な書類を学長に提出しなければならない。

4 前1項で示された対象者の授業料半額免除の実施については、別に定める。

5 前1項で示された「学業成績が優秀」については、標準修得単位数を修得し、標準修業年限を超えていないものをいう。

(留学生に係る授業料及び入学金減免)

第6条 学群・学部及び大学院に在籍する正規留学生を対象に、経済的支援並びに学習、研究の奨励を図ることを目的として、授業料及び入学金を減免することができる。

2 前1項の減免については、学習及び研究成果としての単位の修得状況及びその成績に応じて行う。

3 正規留学生を対象とする授業料及び入学金の減免の実施については、別に定める。

(行方不明により除籍した場合の授業料免除)

第7条 行方不明により除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等による授業料免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した年度内の授業料等を免除することができる。

- (1) 学資負担者が死亡した場合
- (2) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書(様式第1号)
- (2) 授業料の納付が困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する証明書(様式第2号)ただし、留学生は不要とする。
- (3) 前項第1号に該当する場合は死亡証明書、同項第2号に該当する場合は学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する罹災証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

3 第1項に規定する授業料の免除は、年度内に1回のみ許可するものとし、免除の額は、当該年度分の授業料についてその全額又は半額とする。

(授業料の未納により除籍した場合の授業料免除)

第9条 授業料等の未納により除籍した場合は、未納の授業料等の徴収を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第10条 授業料の徴収猶予の取扱については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

(徴収猶予中退学した場合)

第11条 授業料の徴収猶予を許可されている学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料を免除することができる。

(許可の取消)

第12条 授業料の免除又は徴収猶予の許可後、その理由が消滅し、又は申請について虚偽の事実が判明した場合においては、選考機関の議を経て学長がこれを取り消すものとする。

2 前項の規定によりその許可を取り消された者は、次の各号によりそれぞれ授業料を納付しなければならない。

- (1) 理由の消滅により許可を取り消された者は、取り消しの日の属する月から月割計算による額
- (2) 申請について虚偽の事実が判明したことにより許可を取り消された者は、当該期分に係る免除された全額

(申請時期)

第13条 第5条第3項及び第8条第2項に規定する所定の期日とは、募集要項に記載するものとする。

(補則)

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が定める。

2 この規程に定めるもののほか、授業料等の免除及び徴収猶予の実施に関し必要な事項は、学生サポート委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月2日から施行し、平成15年度後学期から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年2月2日)

この規程は、平成28年2月2日から施行する。

附 則 (平成29年4月26日)

この規程は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年9月22日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学附属図書館管理規則第6条の規定に基づき、名桜大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関する必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、名桜大学（以下「本学」という。）の学生及び職員並びに図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた者とする。

(利用者証)

第3条 利用者には図書館利用者証（以下「利用者証」という。）を交付する。

2 利用者は、図書館を利用する際には、利用者証を常に携帯しなければならない。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、臨時に開館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで
- (5) 館長が特に必要があると認めた日

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、図書館内では次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館資料は、所定の場所で閲覧すること
- (2) 所定の場所以外で喫煙及び飲食はしないこと
- (3) 閲覧室では静粛にすること
- (4) その他他人の迷惑になる行為をしないこと
- (5) 係員の指示に従うこと

(貸出)

第7条 図書の貸出冊数及び貸出期間は、別表2のとおりとする。

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、図書及び雑誌の貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

(貸出禁止)

第8条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。ただし、館長が特に許可した場合はこの限りでない。

- (1) 貴重書
- (2) 参考図書

- (3) 視聴覚資料等
 - (4) その他館長が特に指定した資料
- (返却)

第9条 貸出を受けた者は、借用中の図書館資料を貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 館長は、必要と認めるときは、貸出期間内であっても返却を求めることができる。
- 3 館長は、貸出期間を超過して返却した者に対し、返却した日から、超過した日数に相当する期間の貸出を停止することができる。

(即時返却)

第10条 貸出を受けた者は、退職、休職、卒業、休学、停学、退学等をしたときは、直ちに借用中の図書館資料を返却しなければならない。

(図書館資料の複写)

第11条 図書館資料の複写利用については、別に定める。

(参考調査)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる参考調査を依頼することができる。

- (1) 学術文献の書誌的調査
- (2) 学術雑誌の所在調査
- (3) 研究機関・研究者等の調査

(相互利用)

第13条 利用者は、他の図書館等が所蔵する図書館資料を利用する必要があるときは、あっせんを依頼することができる。

- 2 前項の相互利用に要する費用は、利用者の負担とする。
- 3 利用者は、相互利用により他の図書館等（以下、「貸出館」という。）から借受けた資料の利用方法については、貸出館の指示に従うものとする。

第14条 館長は、他の図書館等から図書館資料の利用について依頼があったときは、支障のない限り利用させることができる。

(弁償)

第15条 利用者は図書館資料、施設等を損傷し、又は紛失したときは、弁償しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、利用者は、相互利用によって借受けた資料を損傷し、又は紛失したときは、貸出館の指示に従うものとする。

(利用の制限)

第16条 館長は、この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は名桜大学附属図書館運営委員会の議を経て館長が行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 13 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

| 区 分 | 開 館 時 間 |
|------------------|---------------------|
| 平 日 | 8 時 4 5 分から 2 2 時まで |
| 土 曜 | 1 2 時から 1 8 時まで |
| 春季、夏季、冬季 の休業日 | 8 時 4 5 分から 1 7 時まで |

別表 2 (第 7 条関係)

| 資料 区分 | 学 生・ 事務職員 | | 大学院生・ 教育職員 | | 学 外 者 | |
|----------|--------------|------------|---------------|------------|-------|------------|
| | 貸出冊数 | 貸出期間 | 貸出冊数 | 貸出期間 | 貸出冊数 | 貸出期間 |
| 図 書 | 5 冊以内 | 2 週間 以内 | 1 0 冊 以内 | 4 週間 以内 | 2 冊以内 | 2 週間 以内 |

名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会規程

(趣旨)

第1条 名桜大学大学院学則第11条第2項に基づく研究科委員会の組織として、名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会（以下「修士課程委員会」という。）を置く。

2 この規程は、修士課程委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 修士課程委員会は、国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）（以下「研究科（修士課程）」という。）の専任の教授をもって組織する。

2 修士課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授及び准教授を修士課程委員会の構成員とすることができる。

(審議事項)

第3条 修士課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。

2 修士課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 履修方法に関すること。
- (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (4) 研究科（修士課程）の点検及び評価に関すること。
- (5) その他研究科（修士課程）に関すること。

(研究科委員会の招集及び議長)

第4条 研究科長（修士課程）は、修士課程委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長（修士課程）が不在の場合は、あらかじめ研究科長（修士課程）が指名した者が職務を代行する。

3 修士課程委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。

4 研究科長（修士課程）は、修士課程委員会構成員の3分の1以上の者から特定の事項を議題とする修士課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。

(議事)

第5条 修士課程委員会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

2 修士課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、修士課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 修士課程委員会は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(修士課程委員会の議事録)

第7条 修士課程委員会に、議事をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。

2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する会員2人の署名を受けるものとする。

(庶務)

第8条 修士課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、修士課程委員会の運営に関し、必要な事項は修士課程委員会が別に定める。

2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則 (平成27年3月25日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月25日以前に開催された研究科委員会の議事については、この規程により審議したものとみなす。

附 則 (平成28年1月21日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年1月21日以前に開催された研究科委員会の議事については、この規程により審議したものとみなす。

附 則 (平成31年1月18日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月26日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の領域主任会議に関する申合せ

（目的）

第1条 この申合せは、名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）規程（平成13年4月1日制定）第14条の規定に基づき、名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）（以下「研究科（修士課程）」という。）の各領域に主任及び領域主任会議を置き、職務及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 領域主任会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国際文化研究科長（修士課程）
- (2) 各領域主任
- (3) 領域から選出された教員 各1人

（選考）

第3条 領域主任の選考は、研究科長（修士課程）が指名し、名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会（以下「修士課程委員会」という。）の承認を得るものとする。

（任期）

第4条 領域主任の任期は、研究科長（修士課程）の任期の範囲内で研究科長（修士課程）が定める。

（審議事項）

第5条 領域主任会議は、研究科長（修士課程）の諮問に応じ、次の事項を審議調整する。

- (1) 研究科（修士課程）運営の連絡調整に関すること。
- (2) 予算概算に関すること。
- (3) 奨学生の選考に関すること。
- (4) 特別聴講学生及び特別研究学生に関すること。
- (5) 研究科（修士課程）のFD活動に関すること。
- (6) その他研究科（修士課程）の事務執行に関する必要事項

（会議の招集及び代理）

第6条 研究科長（修士課程）は、会議を招集し、その議長となる。

2 研究科長（修士課程）が不在の場合は、あらかじめ研究科長（修士課程）が指名した者が職務を代行する。

（意見の聴取）

第7条 議長は、必要に応じ関係職員を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

（定例会）

第8条 会議は、毎月第2水曜日を定例会とする。ただし、特別の事情があるとき

は、会議開催の日時を変更することができる。

- 2 研究科長（修士課程）は、必要があるときは臨時に会議を招集することができる。

（庶務）

第9条 領域主任会議の庶務は、教務課において処理する。

（改廃）

第10条 この申合せの改廃は、修士課程委員会の議を経て研究科長（修士課程）が行う。

附 則（平成15年5月21日）

- 1 この申合せは、平成15年5月21日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 すでに選考された領域主任及び職務は、この規定に基づき行われたものとみなす。

附 則（平成22年3月17日）

- 1 この申合せは、平成22年4月1日から施行する。
- 2 すでに選考された領域主任及び職務は、この規定に基づき行われたものとみなす。

附 則（平成26年2月20日）

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から施行する。
- 2 すでに選考された領域主任及び職務は、この規定に基づき行われたものとみなす。

附 則（平成28年7月20日）

この申合せは、平成28年7月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月16日）

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月20日）

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。

その他

- (1) 学位論文評価基準（英語版含）
- (2) 研究者としての責務
（研究活動における不正防止）
- (3) 履修モデル
- (4) 沖縄県内4大学の人文社会科学系
大学院間単位互換協定
- (5) 学生相談
- (6) 教員名簿
- (7) 建物配置図

(1) 国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程) 学位論文評価基準(ルーブリック)

令和(20)年度修了予定者

| | | 評価 | | | | | 1 | 評価 |
|-------------|--|---|--|--|---|------|----|----|
| | | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 評価 | |
| テーマ設定 | | 独自の、明確な研究テーマが設定されていて、それについての仮説や目的が分かりやすく示されている。 | 明確な研究テーマが設定されていて、それについての仮説や目的が示されている。 | 研究テーマが設定されていて、それについての仮説や目的が示されている。 | 研究テーマが設定されているが、それについての仮説や目的が明確に示されていない。 | 左記以外 | | |
| 既存の知見・背景の理解 | | 信頼できる様々な情報源から、これまでに明らかにされた知見や課題を、自分が明らかにしようとしている内容に関連づけて活用している。 | 信頼できる複数の情報源から、これまでに明らかにされた知見を、研究に関連づけて活用している。 | 複数の情報源からこれまでに明らかにされた知見を示している。 | 複数の情報源から知見を示しているが内容が不十分である。 | 左記以外 | | |
| 研究方法と分析の視点 | | 複数の研究方法や分析の視点から、目的とテーマにふさわしいいくつかの研究手法を用い、明確な分析の視点を示している。 | 複数の研究方法や分析の視点から、目的とテーマにふさわしい研究方法を用い、分析の視点を示している。 | 目的とテーマに沿った研究方法を用い、分析の視点を示している。 | 研究方法と分析の視点について、記述が不十分である。 | 左記以外 | | |
| 分析 | | 焦点に沿って研究した内容を体系的にまとめ、類似点・相違点・パターンの発見など様々な観点から検討している。 | 研究した内容をにまとめ、類似点・相違点・パターンの発見など様々な観点から検討している。 | 研究で得られた情報をまとめ、類似点・相違点・パターンの発見など何らかの法則性を検討している。 | 研究で得られた情報をまとめているが分析が不十分である。 | 左記以外 | | |
| 成果・結論 | | 研究から明らかになったことについて整理し、専門分野の概念や枠組みを効果的に用いて、論理的に説明がなされている。 | 研究から明らかになったことについて整理し、専門分野の概念や枠組みを用いて論理的に説明がなされている。 | 研究から明らかになったことについて記述し、専門分野の概念や枠組みをある程度用いて説明がなされている。 | 研究から明らかになったことについて記述しているが不十分である。 | 左記以外 | | |
| 総合評価・その他 | | | | | | | | |
| 評価合計 | | | | | | | | |

(1) Graduate School of International Cultural Studies, Department of International Cultural Systems (Master's Program), Master's Thesis Evaluation Criteria (Rubric)

20 ___ Completion Candidate

| Points | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | Points |
|---|---|--|--|--|----------------------|--------|
| <p>Evaluation Criteria</p> <p>Research Topic</p> | <p>The research topic is original and clearly defined, with the hypotheses and objectives clearly stated.</p> | <p>The research topic is clearly defined, and hypotheses and objectives are stated.</p> | <p>A research topic is stated, along with the hypotheses and objectives.</p> | <p>A research topic is stated, but the hypotheses and objectives are not clearly defined.</p> | <p>Not Completed</p> | |
| <p>Understanding of Existing Knowledge and Background</p> | <p>The thesis utilizes previously uncovered knowledge and issues from a variety of reliable sources, relating them to the issues addressed.</p> | <p>The thesis utilizes previously uncovered knowledge from multiple reliable sources and links it to the research.</p> | <p>The thesis presents findings from multiple up-to-date sources.</p> | <p>The thesis presents insights from multiple sources, but the content is insufficient.</p> | <p>Not Completed</p> | |
| <p>Research Methods and Analytical Perspectives</p> | <p>The thesis uses multiple research methods and analytical perspectives appropriate to the purpose and theme, and provides a clear analytical perspective.</p> | <p>The thesis uses multiple research methods and analytical perspectives appropriate to the purpose and theme, and provides analytical perspectives.</p> | <p>The research method is in line with the purpose and theme, and an analytical perspective is presented.</p> | <p>The description of the research method and analytical perspective is insufficient.</p> | <p>Not Completed</p> | |
| <p>Analysis</p> | <p>The research findings are systematically compiled according to the purpose and theme and are examined from various perspectives, including the discovery of similarities, differences, and patterns.</p> | <p>The research findings are summarized and examined from various perspectives, including the discovery of similarities, differences, and patterns.</p> | <p>The information obtained through research is compiled and examined to discover similarities, differences, and patterns.</p> | <p>The information obtained from the research is summarized, but the analysis is insufficient.</p> | <p>Not Completed</p> | |
| <p>Results / Conclusion</p> | <p>The findings from the research are organized and logically explained, effectively using concepts and frameworks from the field of expertise.</p> | <p>The findings from the research are organized and logically explained using concepts and frameworks from the field of expertise.</p> | <p>The thesis describes what has emerged from the research and uses, to some extent, concepts and frameworks from the field to provide an explanation.</p> | <p>The description of what has emerged from the research is insufficient.</p> | <p>Not Completed</p> | |
| <p>Overall Rating / Other</p> | | | | | | |
| Total Score | | | | | | |

(2) 研究者としての責務(研究活動における不正防止)

大学院生は研究者であり、研究を行う者としての責務を負う。研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。(詳細は、「公立大学法人名桜大学における研究者行動規範」を参照)

- (1) 責任ある研究活動(公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照)
- ・ 常に正直、誠実に判断し、行動すること
 - ・ 自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めること
 - ・ 科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払うこと
 - ・ 研究者の責務を果たすこと
 - ・ 研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
 - ・ 研究結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努めること
 - ・ 研究の実施、研究成果の公表にあたっては、社会に理解される適切な手段と方法を選択すること
- (2) 研究活動における不正行為(公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照)

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に反し、研究活動の本質ならびに成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。

| 項目 | 内 容 | |
|-------------|--|--|
| 特定不正行為 | 捏造 | 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。 |
| | 改ざん | 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ・研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。 |
| | 盗用 | 他の研究に携わる者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示無く流用すること |
| 研究費の不正使用 | 実態とは異なる謝金・給与の請求、物品購入の架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、規則等に違反して研究費を使用すること。 | |
| 不適切なオーサーシップ | <p>「著者」の要件(下記)を全て満たさない者に対し、「著者」としてのオーサーシップが付与される行為、及び「著者」の要件を全て満たす者に対し、「著者」としてのオーサーシップが付与されない行為。</p> <p>① 研究の企画・構想、若しくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、又は実験・観測データの取得や解析、又は理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対する実質的な寄与をなしていること。</p> <p>② 論文を執筆したり、論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること。</p> <p>③ 論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること。</p> | |
| 二重投稿 | 印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為。 | |

- (3) 研究費の不正使用(公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照)
- 実態の伴わない偽りの書類を作成し、実績があったものとして不正に研究費を支出する行為をいう。虚偽請求、私的流用等が当たる。学生は気づかないうちに研究費の不正使用に関与してしまう可能性もあるため、気になった場合には速やかに相談すること。(相談先：地域連携研究推進課 地域連携研究推進係：0980-51-1107)。

| 項目 | 事 例 |
|----------|--|
| カラ(架空)謝金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究協力者に支払う謝金について、実際より多い作業時間を出勤表に記入して大学に請求し不正に研究費を支出させた。 ・ 研究室の維持・運営に必要な経費に充てるため、学生に実態を伴わない謝金を支出し、これを研究者に返還させ当該経費に使用した。 |

| | |
|---------------------|---|
| カラ（架空）出張及び出張費の水増し請求 | <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受領した。 ・格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書及び請求書の作成を依頼して外国旅費を水増し請求し、学生等の学会出席等に使用した。 ・出張を取りやめたにもかかわらず、偽りの出張報告書を提出して、不正に旅費を受領し、他の研究目的の出張に流用した。 ・航空運賃と宿泊料のパック商品を利用したにもかかわらず、正規運賃の旅費を請求した。 |
| カラ(架空)発注及び書類の書き換え | <ul style="list-style-type: none"> ・研究資金が余ったため架空の発注を行い、支払われた研究資金を業者に預け金として管理させ、翌年度以降に物品等を納品させた。 ・研究資金が余ったため、4月に納品された物品の納品書を業者に3月の日付で提出させ、旧年度の予算で支払った。 ・研究費が足りなくなったため、実際は3月に納品された物品の納品書を業者に翌年度の日付で提出させ、翌年度の予算で支払った。 ・業者取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ補助金を支払わせ、支払われた代金を業者に預け金として管理させ、目的外の費用に充当した。 |

(4) データの取り扱い（「公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規」p.81 参照）

研究資料等（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。資料等の保存・開示は、研究者本人が責任を負うとされており、修了後もその説明責任を負うこととなる。「研究資料等」とは、研究のために収集または生成した資料、情報及び試料のうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

また、研究データの保存については、匿名化しパスワードを設定すること、電子機器（PCなど）の取り扱い時にはデータのコピーが機器に残されていないことを確認すること、電子データのやりとりは学生と研究指導教員間に限定すること、原則的にデータは院生室および研究指導教員の研究室から持ち出してはいけないことを遵守する。

(5) 研究倫理教育研修およびコンプライアンス教育研修の受講

学生は本学で定められた研究倫理教育研修およびコンプライアンス教育研修を受講しなければならない。研究倫理教育研修・コンプライアンス教育研修については、毎年受講し、理解度テストを受け、誓約書を地域連携研究推進課に提出する。研究倫理教育（eL CoRE）については3年毎に1回受講し、修了書を地域連携研究推進課に提出する。

【本学窓口】 地域連携研究推進課（本館5階）

【URL】 <https://www.meio-u.ac.jp/research/prevention/rinrikyoiku/>

| 種別 | 方法 | 主催 | 受講期間 | 提出すべき書類 |
|-----------------------|------------|-----------------|-------|-----------------|
| 研究倫理教育研修・コンプライアンス教育研修 | オンデマンド | 名桜大学環太平洋地域文化研究所 | 1回/年 | ・理解度テスト ・誓約書 |
| 研究倫理教育（eL CoRE） | e-learning | 日本学術振興会 JSPS | 1回/3年 | ・修了書 |

(6) 名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】

名桜大学生成AIに関する利用指針【学生用】

2023 年12月21日
名桜大学全学教務委員会

本指針は、生成AIの教育現場での利用に関するものです。生成AIの利用に際しては、この指針を十分理解し、適切に活用してください。

◎本指針における“生成AI”の定義

生成AIとは、「人工物であるデータから表現を学習し、それを使って、元のデータに似ているが同じではない、テキスト、画像、動画、音声、構造等を含む新しい人工物を生成する AI技術」を指すものとします。

1. はじめに

学習の過程での思考力向上は極めて重要です。生成AIを過度に頼ることで、教育効果が損なわれる可能性があります。一方で、知識や技能の獲得においては、生成AIは学生の自主的な学習能力の向上を促進する可能性があります。したがって、生成AIの仕組みや出力内容の正確性について理解し、その活用を適切に行うことが求められます。生成AIはあくまで補助的に利用し、生成AIによる出力については、必ず自身で事実確認・推敲・完成させることが重要です。

2. 授業における利用

本学では、カリキュラム・ポリシーにおいてICT活用力を掲げ、また今後の社会において一般的になり得る技術であることから、生成AIを一律に禁止せず、その活用の可能性を探ります。しかし、授業の特性に応じて生成AI利用の注意事項が異なるため、その可否は担当教員の判断に委ねます。担当教員はレポートや試験などにおける生成AIの利用について学生に予め周知し、シラバスにも掲載してください。

3. 不正行為

本学がディプロマ・ポリシーとして掲げる、生涯学習力・解決力・表現力は、学生本人による自立した主体的な学びを前提としています。学位論文やレポートの作成において、生成 AI を不適切に使用した場合^{*1} には、学業上の不正行為^{*2} とみなされることがあります。

生成AIを用いた際には、生成AIの名称、使用箇所、使用方法を明記すること。

*1「生成AIの不適切な使用例」、*2「名桜大学試験等不正行為取扱要項」もあわせて確認してください。

4. 誤謬（誤情報）と信憑性

生成AIの出力には、虚偽やバイアス（偏った情報）が含まれる可能性があります。出力内容の信頼性を常に確認し、適宜修正することが重要です。

5. 法的リスク

生成AIの出力には、著作権や意匠権等の法的問題が結びつく可能性があります。利用する際には、これらの法的リスクを常に意識してください。

6. 情報セキュリティ

生成AIへの入力情報が、他者の学習データとして用いられる可能性が考えられます。機密性の高い情報や個人情報の入力は絶対に避けてください。

7. 今後の指針の見直し

生成AIは進化の途上にあり、これに伴い本指針もその都度変更される可能性があります。上記の指針を参照し、授業や研究活動での生成AIの利用を適切に行ってください。

1. 生成AIが生成した文章の提出

生成AIが生成した文章を、自分の作文・レポート・論文の課題としてそのまま提出する行為。

2. 翻訳の代行

外国語の学習成果を評価する課題において、生成AIによる翻訳を自分の成果としてそのまま提出する行為。

3. 出典の不正使用・誤用

実際には参照していないにもかかわらず、生成AIが生成した情報を正当な研究や出典として引用する行為。

4. 問題解決の代行

計算力や問題解決能力を評価する課題において、生成AIを用いて解答を得て提出する行為。

5. 実験データの捏造・偽装

実験において、生成AIで生成した実験データを実際の実験結果として提出する行為。

6. プログラミングの代行

プログラミング能力を評価する課題において、生成AIに生成させたプログラムやコードを自作としてそのまま提出する行為。

7. アイディアやデザインの盗用・模倣

生成AIを利用して他者のアイディアやデザインを模倣し、それを自分のオリジナルな案として提出する行為。

8. 芸術作品の生成

生成AIによって生成された芸術作品や音楽を、自分の創作物として提出する行為。

(留意点)

生成AIを利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられます。「名桜大学生生成AIに関する利用指針」をよく理解し、適切な範囲を超えて使用しないよう十分注意してください。

- (7) 研究倫理および不正防止にかかわる学内規程等 (<https://www.meio-u.ac.jp/research/>参照)
下記については、各自で確認をし、公正な研究活動を行うように努める。
- ・公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」
 - ・公立大学法人名桜大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針
 - ・公立大学法人名桜大学における研究者行動規範
 - ・公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程
 - ・公立大学法人名桜大学における公的研究費に関する不正防止計画
 - ・名桜大学研究活動等不正防止対策推進体制図
 - ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
 - ・公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規
 - ・名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】
(生成 AI の不適切な使用例)

(3) 履修モデル

()の数字は単位数を示す

| 領域 | 1年次 | | 2年次 | |
|----------------------|--|--|--------------------------------|--------------------------------|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 国際文化領域 (語学系) | 【共通科目:2単位】 学術研究方法特論(2) | 【共通科目:2単位】 人文科学特論(2) | | |
| | 【教育研究領域科目:12単位】 国際文化研究演習Ⅰ(2) 言語学特論Ⅰ(2) 英文学特論(2) 英語教授法特論Ⅰ(2) 教育学特論Ⅰ(2) 日本近代文学特論(2) | 【教育研究領域科目:10単位】 国際文化研究演習Ⅰ(2) 言語学特論Ⅱ(2) 米文学特論(2) リサーチ方法特論(2) 第2言語習得特論(2) | 【教育研究領域科目:2単位】 国際文化研究演習Ⅱ(2) | 【教育研究領域科目:2単位】 国際文化研究演習Ⅱ(2) |
| 国際文化領域 (文化系) | 【共通科目:2単位】 学術研究方法特論(2) | 【共通科目:2単位】 人文科学特論(2) | | |
| | 【教育研究領域科目:12単位】 国際文化研究演習Ⅰ(2) 国際関係特論Ⅰ(2) 琉球歴史学特論(2) 日本史特論(2) 東アジア地域特論(2) 異文化接触特論(2) | 【教育研究領域科目:10単位】 国際文化研究演習Ⅰ(2) 国際関係特論Ⅱ(2) 沖縄地域文化研究特論(2) 東南アジア文化特論(2) 中南米文化特論(2) | 【教育研究領域科目:2単位】 国際文化研究演習Ⅱ(2) | 【教育研究領域科目:2単位】 国際文化研究演習Ⅱ(2) |
| 国際観光産業領域 (観光分野) | 【共通科目:4単位】 学術研究方法特論(2) 社会科学特論(2) | | | |
| | 【領域科目:12単位】 国際観光産業研究演習Ⅰ(2) 観光開発特論(2) 観光資源特論(2) エコツーリズム特論(2) 観光市場分析特論(2) 観光文化特論(2) | 【領域科目:10単位】 国際観光産業研究演習Ⅰ(2) 観光環境特論(2) ホテル経営特論(2) 観光社会学特論(2) 経営戦略特論(2) | 【領域科目:2単位】 国際観光産業研究演習Ⅱ(2) | 【領域科目:2単位】 国際観光産業研究演習Ⅱ(2) |
| 国際観光産業領域 (経営情報分野) | 【共通科目:4単位】 学術研究方法特論(2) 社会科学特論(2) | | | |
| | 【領域科目:12単位】 国際観光産業研究演習Ⅰ(2) 経営戦略特論(2) マーケティング特論(2) 会計学特論(2) 産業政策特論(2) 観光市場分析特論(2) | 【領域科目:10単位】 国際観光産業研究演習Ⅰ(2) 経営活動情報特論(2) 比較経営学特論(2) 産業組織心理学特論(2) 情報知能特論(2) | 【領域科目:2単位】 国際観光産業研究演習Ⅱ(2) | 【領域科目:2単位】 国際観光産業研究演習Ⅱ(2) |

※ 各教育研究領域の「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」は通年の4単位科目であるが、表記上、第1セメスターを2単位、第2セメスターを2単位として計算している。

※ 講義開講セメスターは、変更になる場合がある。受講する年度の時間割で確認すること。

(4) 沖縄県内4大学の人文社会科学系大学院間単位互換協定

【担当部署：教務課】

沖縄県内4大学単位互換協定大学院で単位の修得を希望する学生「特別聴講学生」は、各自で担当指導教員と相談し指導を受けた上で、受講を希望する大学院（派遣先）の授業科目担当教員に受講希望を伝え、内諾を得てから派遣先の大学院担当窓口で必要書類を受け取り、各大学院の手続方法に従い登録を行います。

他大学院で修得した単位は、本学大学院で修得した単位とみなし認定されます。

なお、所属する大学以外の協定大学院で履修する場合の登録手続等及び履修開始の時期は、各大学院に委ねられます。

1. 申請資格

単位互換に関する協定を締結した大学院に在籍する者。

2. 授業科目の範囲

原則として全開講科目が対象科目になります。なお、履修できる単位数は、10単位を上限とします。ただし、次の科目は登録できません。

(1) 修士論文作成を指導する科目。

(2) 実験設備等で受入れの人数が制約される科目。

(3) 担当教員または各大学の事情により協定大学の学生を受け入れることが適切でないと認めた科目。

【単位互換科目の例外】

科目提供大学の学生に当該科目の履修希望者がいない場合は、他の協定大学の学生に履修希望者がいても、当該科目は単位互換の対象科目としない。

3. 授業料等について

通常通り本学へ納入して下さい。

4. 履修報告

登録手続後、教務課へ「特別聴講学生」として登録したことを、手続書類（願書・登録カード等）の写しを添えて必ず報告して下さい。

5. 単位認定

派遣先大学院で修得した単位は、学生本人が、成績証明書の交付を受け、「単位認定申請書」を添えて教務課へ提出して下さい。提出された「単位認定申請書」により、本学大学院国際文化研究科委員会の審議を経て学長が単位を認定します。

【沖縄県内4大学大学院の人文社会科学系大学院間単位互換協定大学院一覧】

| No. | 大学院名（研究科名） |
|-----|----------------------------------|
| 1 | 沖縄大学大学院（現代沖縄研究科） |
| 2 | 沖縄国際大学大学院（地域文化研究科・地域産業研究科・法学研究科） |
| 3 | 名桜大学大学院（国際文化研究科） |
| 4 | 琉球大学大学院（地域共創研究科） |

※上記協定大学大学院のシラバス等の資料は、教務課窓口でご覧ください。

(5) 学生相談

(1) 相談窓口

学生に対する修学支援は、個々の学生の研究指導を担当する教員が行い、入学から修了するまできめ細やかな履修指導を行う。また、教員のオフィスアワーや電子メールを利用した修学相談も実施している。

(2) カウンセリング

学生相談室にてカウンセラーが、皆さんの不安や悩みなどの相談に応じる。

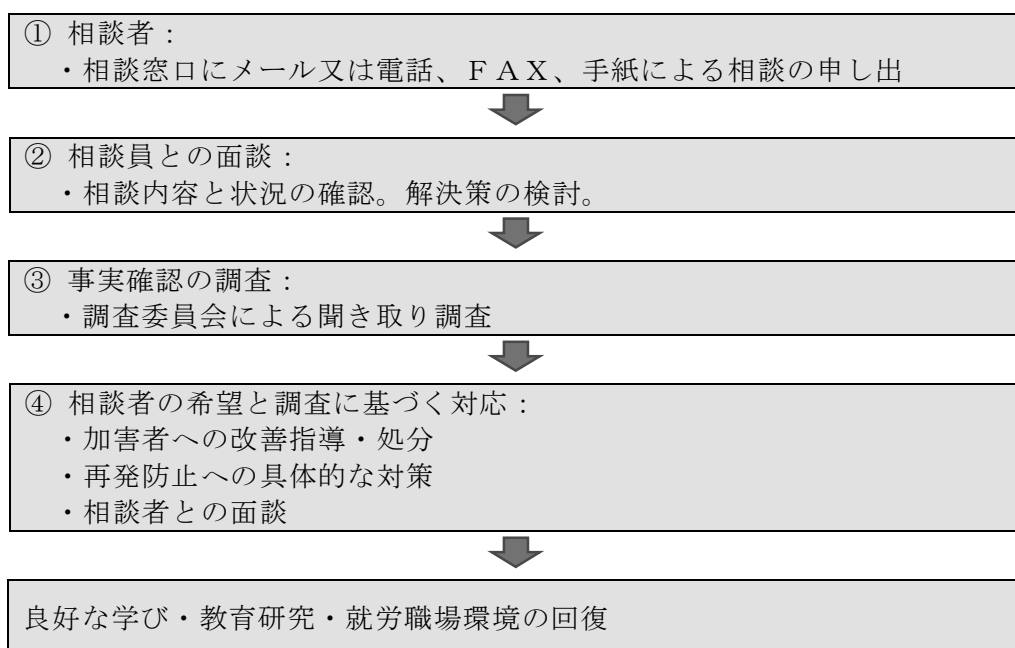
(3) ハラスメント被害について

アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、など、世の中には様々なハラスメントが存在する。誰もが知らぬ間にハラスメントの加害者又は被害者になる可能性がある。本学では、「ハラスメントのないキャンパスに向けて」積極的に取り組んでいる。一人で悩まずに、学内の相談窓口を活用すること。

【相談窓口】

| | |
|--------|---|
| ・メール相談 | (総務課) soumu@meio-u.ac.jp |
| ・電話相談 | (総務課) 0980-51-1100 (学生課) 0980-51-1057 (学生相談室・保健センター) 0980-51-1066 |
| ・FAX相談 | (総務課) 0980-52-4640 (学生課) 0980-51-1124 |
| ・手紙相談 | 〒905-8585 名護市為又 1220-1 公立大学法人名桜大学「総務課長」宛て(親展) |

(4) ハラスメント相談・問題解決の流れ



(6) 名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）教員名簿

【国際文化領域】 ★印は演習担当教員

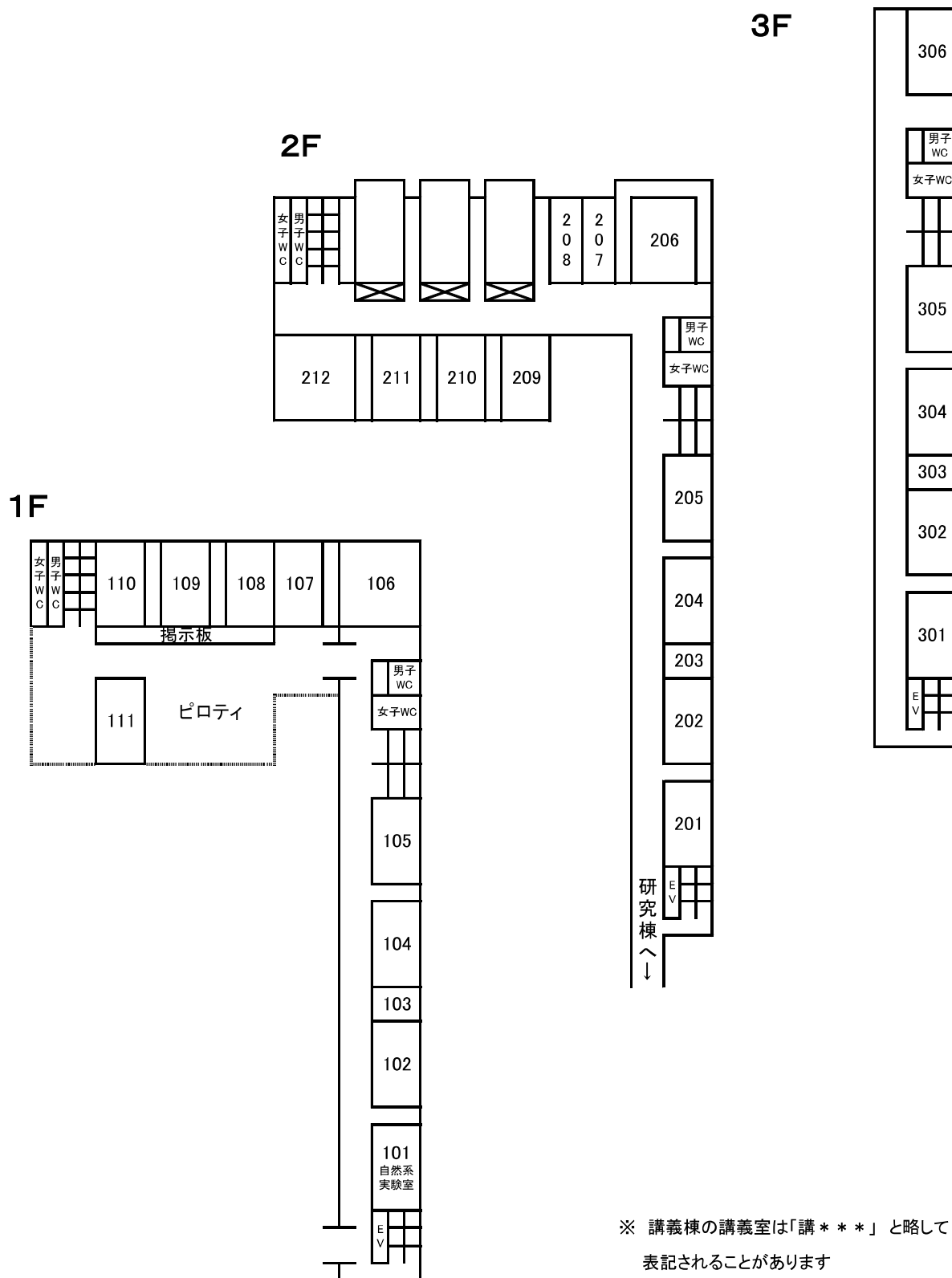
| | 職名 | 氏名 | 主な担当科目 | 研究室 | 備考 |
|----|-------|------------------------------|-----------|------|----|
| 1 | 教授 | ★ か の う ひであき 嘉 納 英 明 | 教育学特論Ⅰ | 研510 | |
| 2 | 教授 | ★ た か み ね つかさ 高 嶺 司 | 国際政治特論Ⅰ | 研503 | |
| 3 | 教授 | ★ い た や ま か つ き 板 山 勝 樹 | 教育学特論Ⅱ | 研513 | |
| 4 | 教授 | ★ こ つ が い と お る 小 番 達 | 日本古典文学特論 | 研504 | |
| 5 | 教授 | ★ のーまん：ふいーうえる ノーマン：フィーウエル | 英語教授法特論Ⅰ | 研516 | |
| 6 | 教授 | ★ こ じ ま ようすけ 小 嶋 洋 輔 | 日本近代文学特論 | 研415 | |
| 7 | 教授 | ★ て る や ま まこと 照 屋 理 | 琉球文学特論 | 研508 | |
| 8 | 教授 | ★ つ ぼ い ゆ う じ 坪 井 祐 司 | 東南アジア文化特論 | 研509 | |
| 9 | 教授 | ★ や ら けんいちろう 屋 良 健 一 郎 | 日本史特論 | 研402 | |
| 10 | 上級准教授 | ★ めーがん くつくるまん メーガン クックルマン | アメリカ詩特論 | 研404 | |
| 11 | 上級准教授 | あ そ う れ い こ 麻 生 玲 子 | 地域言語学特論 | 研507 | |
| 12 | 上級准教授 | な が お ね なおひろ 長 尾 直 洋 | 中南米文化特論 | 研505 | |
| 13 | 准教授 | う え は ら な つ き 上 原 な つ き | 異文化接触特論 | 研514 | |
| 14 | 准教授 | は や し と も あ き 林 智 昭 | 言語学特論Ⅰ | 研515 | |

(6) 名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）教員名簿

【国際観光産業領域】 ★印は演習担当教員

| | 職名 | 氏名 | 主な担当科目 | 研究室 | 備考 |
|----|-------|--------------------|-----------|------|----|
| 15 | 教授 | ★ みやひら 平 しげはる 栄 治 | 産業政策特論 | 研315 | |
| 16 | 教授 | ★ あらかき 垣 ゆうじ 裕 治 | エコツーリズム特論 | 研202 | |
| 17 | 教授 | ★ きんじょう 城 あきら 亮 | 産業組織心理学特論 | 研314 | |
| 18 | 教授 | ★ なかお じ次 ようこ 子 | 会計学特論 | 研302 | |
| 19 | 教授 | ★ はやし ゆう 子 | 経営戦略特論 | 研308 | |
| 20 | 教授 | おおし ろ 城 わたる 渡 | 地方自治特論 | 研410 | |
| 21 | 教授 | ★ おおたに けん 太郎 健 太 郎 | 観光政策特論 | 研209 | |
| 22 | 教授 | ひがしおん なる もりお 雄 | ホテル経営特論 | 研210 | |
| 23 | 教授 | ★ なかざと しゅう 収 | 情報交流特論 | 研312 | |
| 24 | 教授 | ★ きむら けんいち 一 | 社会科学特論 | 研310 | |
| 25 | 教授 | すずき たいさく 作 | 情報・通信技術特論 | 研223 | |
| 26 | 上級准教授 | みやぎ としろう 敏 郎 | 地域開発政策特論 | 研204 | |
| 27 | 上級准教授 | ほう じょんすく 淑 | 観光文化特論 | 研201 | |
| 28 | 上級准教授 | う だ たく や 矢 | 観光資源特論 | 研208 | |
| 29 | 上級准教授 | おおた さ え こ 子 | 経営活動情報特論 | 研221 | |
| 30 | 上級准教授 | しま や す き 貴 | 情報知能特論 | 研313 | |
| 31 | 准教授 | うえはら あきら 明 | 観光市場分析特論 | 研206 | |
| 32 | 准教授 | みずやま まさる 克 | 経営活動情報特論 | 研220 | |

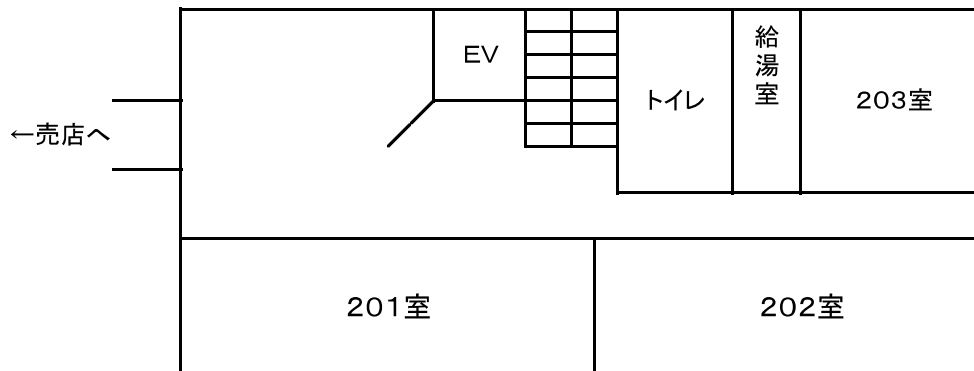
第1講義棟



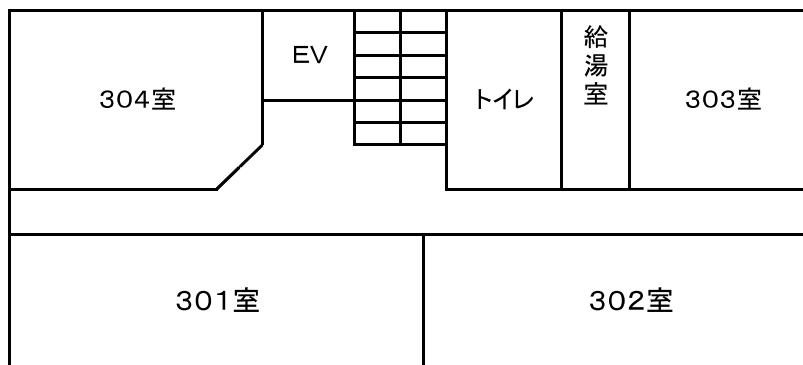
※ 講義棟の講義室は「講***」と略して表記されることがあります

第2講義棟

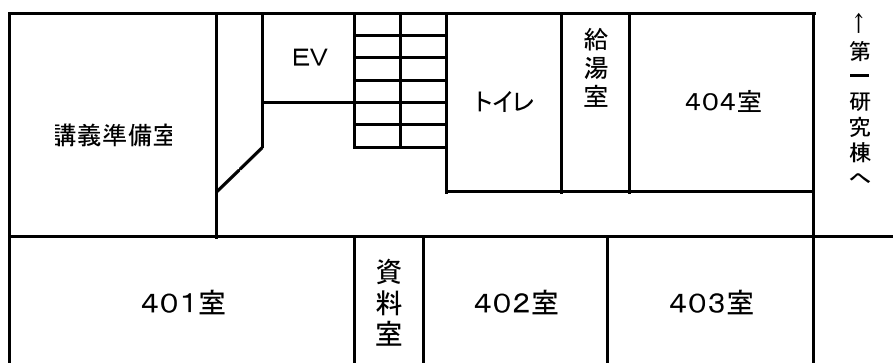
2F



3F

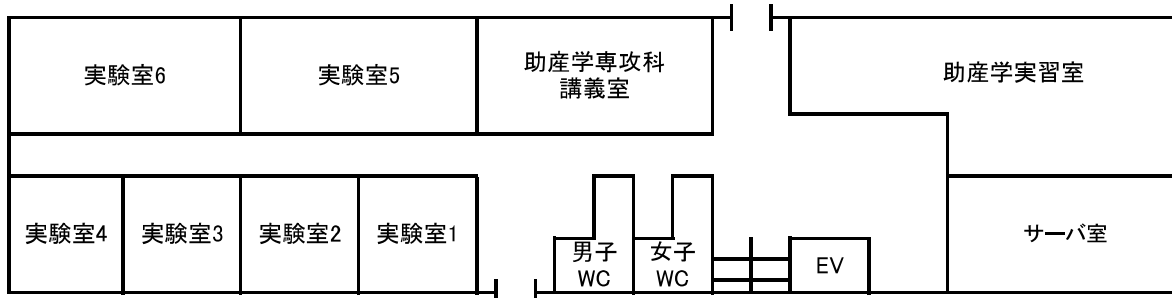


4F

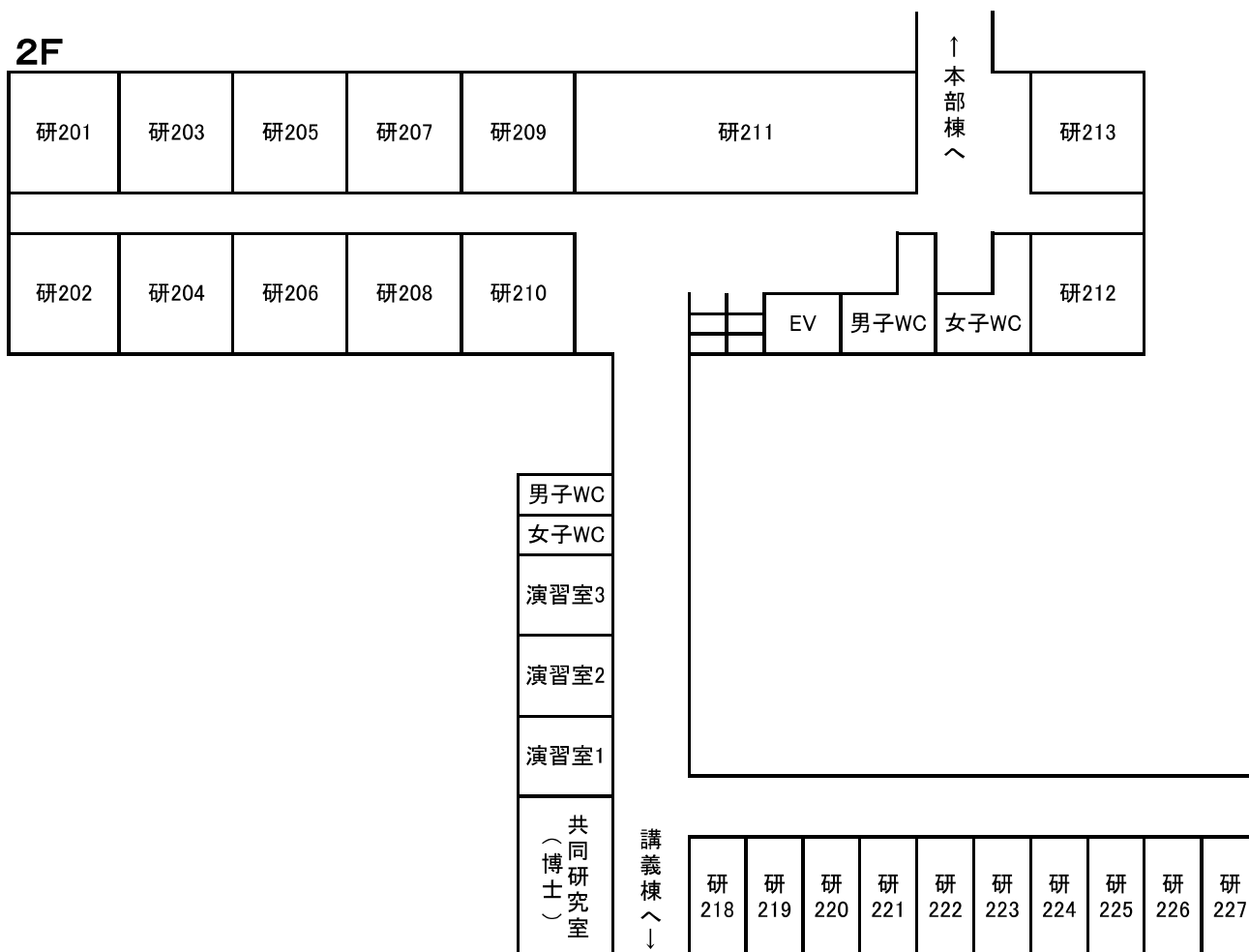


第1研究棟

1F(実験室・専攻科)



2F



※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、
 「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります

3F

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|
| 研301 | 研303 | 研305 | 研307 | 研309 | 研311 | | | 研313 | 研315 |
| 研302 | 研304 | 研306 | 研308 | 研310 | 研312 | EV | 男子WC | 女子WC | 研314 |

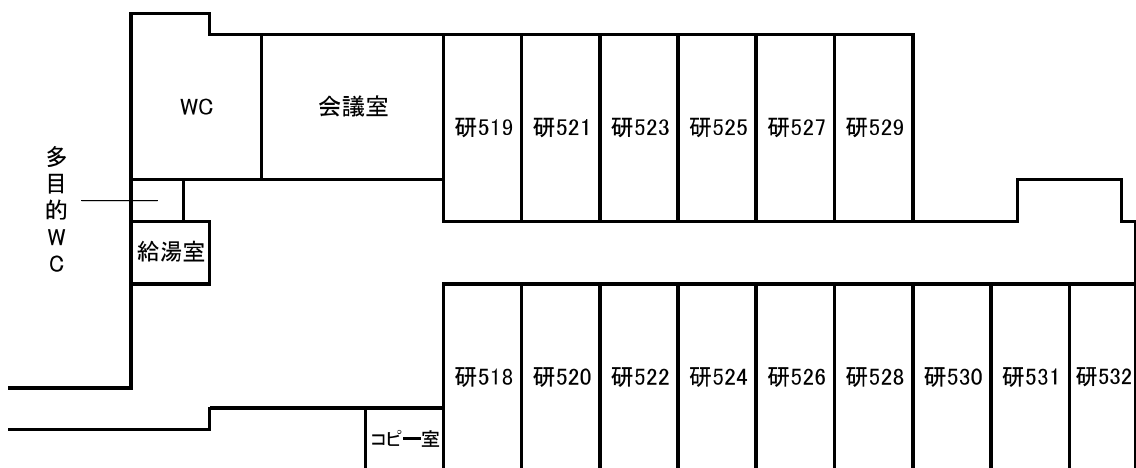
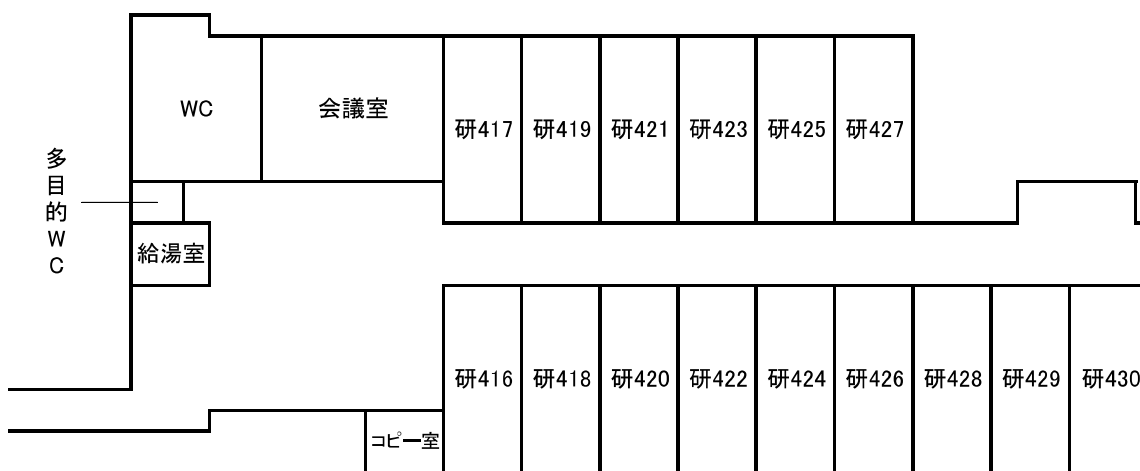
4F

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|
| 研401 | 研403 | 研405 | 研407 | 研409 | 研411 | | | 研413 | 研415 |
| 研402 | 研404 | 研406 | 研408 | 研410 | 研412 | EV | 男子WC | 女子WC | 研414 |

5F

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 研501 | 研503 | 研505 | 研507 | 研509 | 研511 | 研513 | 研517 | 研515 | 研516 |
| 研502 | 研504 | 研506 | 研508 | 研510 | 研512 | EV | 男子WC | 女子WC | 研514 |

※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、
「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります

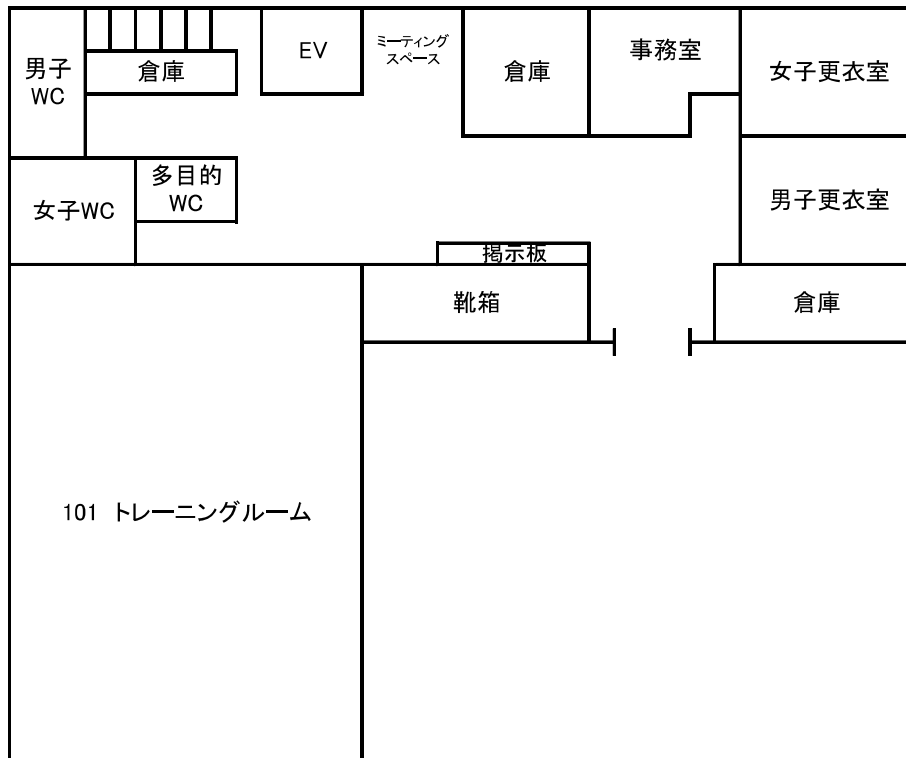


※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、

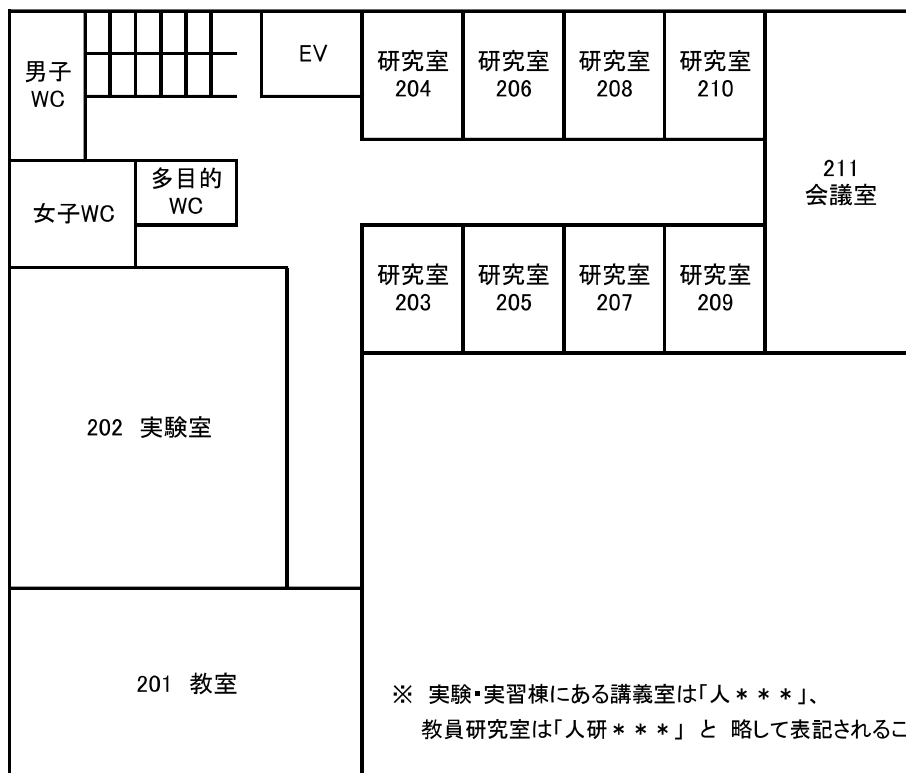
「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります

人間健康学部 実験・実習棟

1F

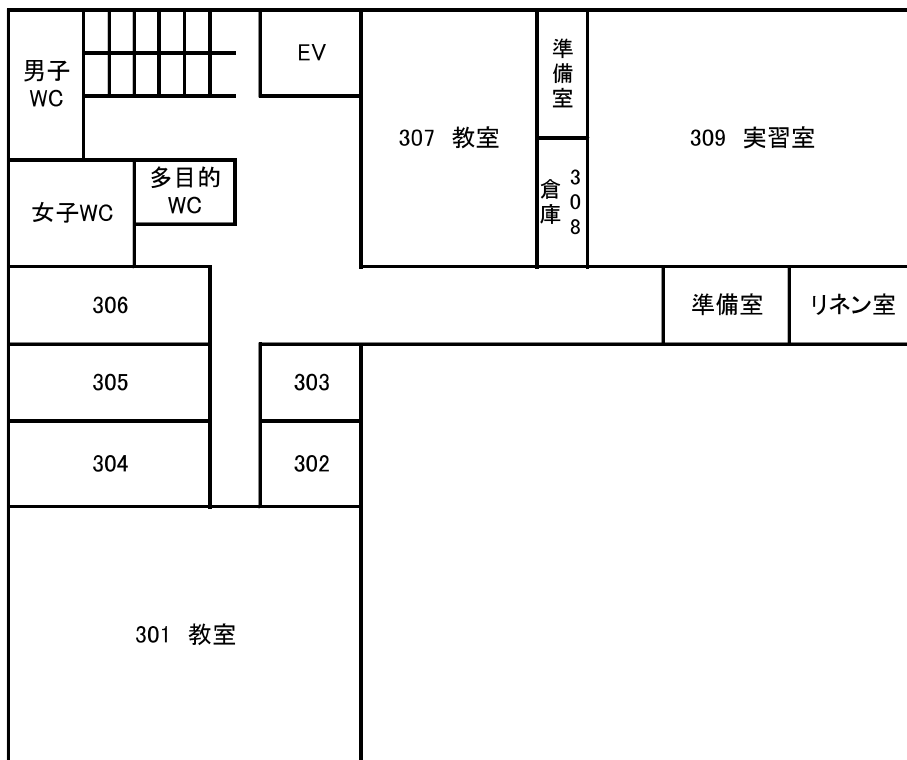


2F

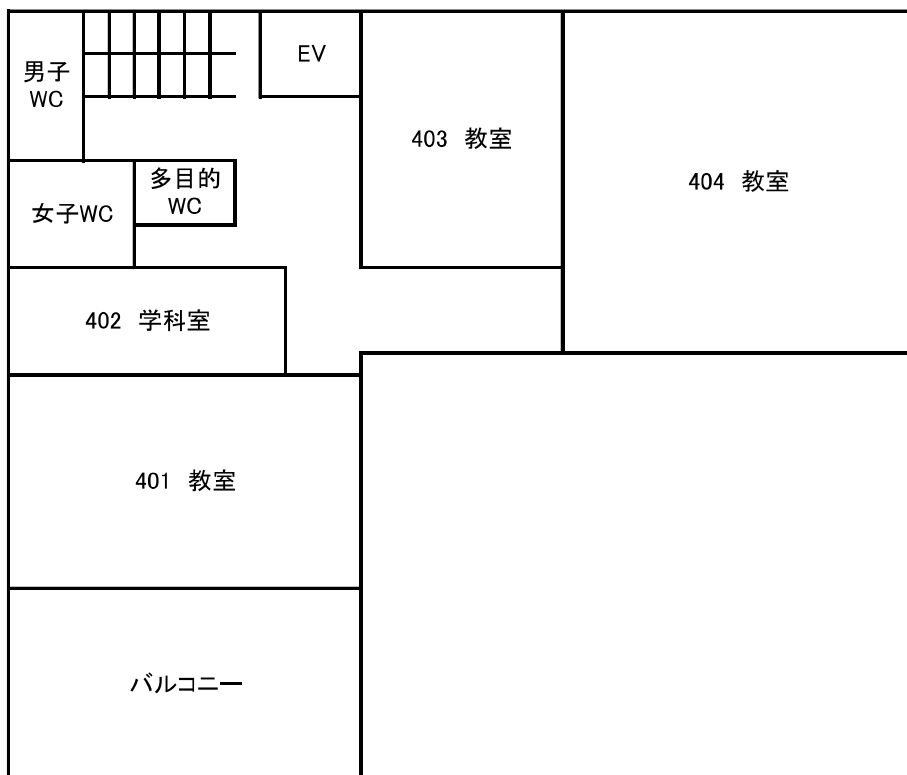


※ 実験・実習棟にある講義室は「人***」、
教員研究室は「人研***」と略して表記されることがあります

3F

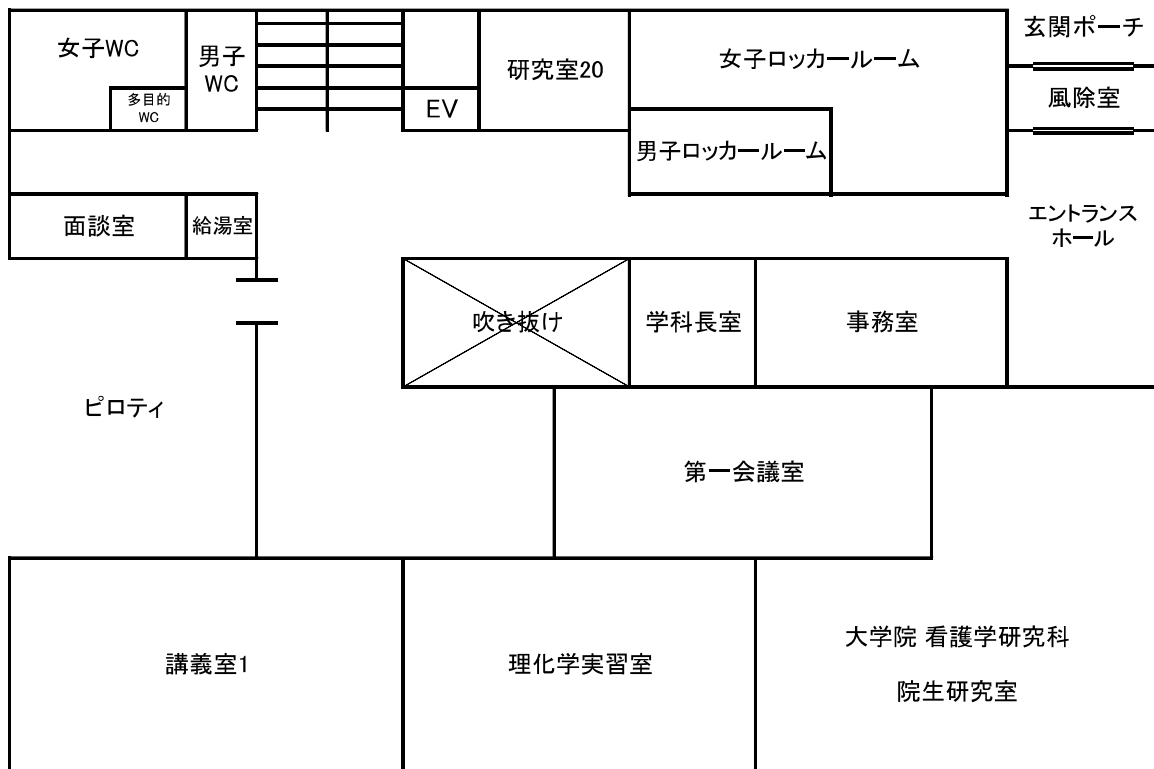


4F

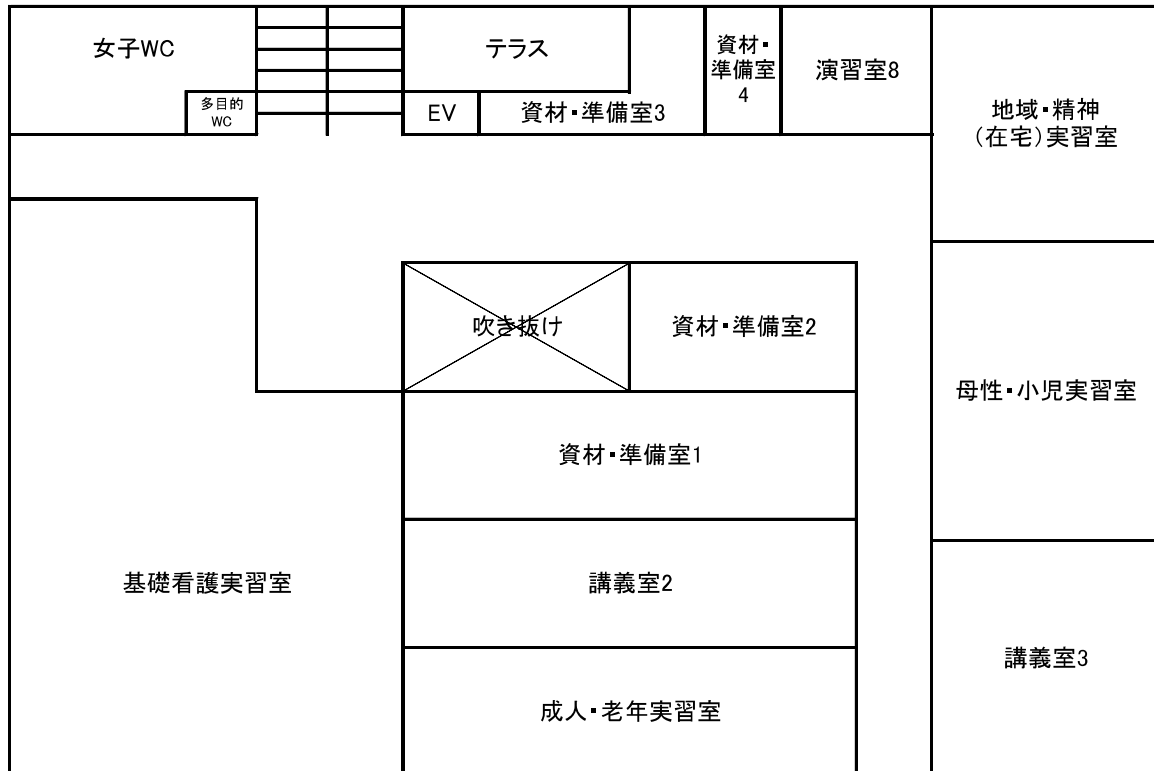


北部地域看護系人材育成支援施設(看護学科棟)

1F



2F



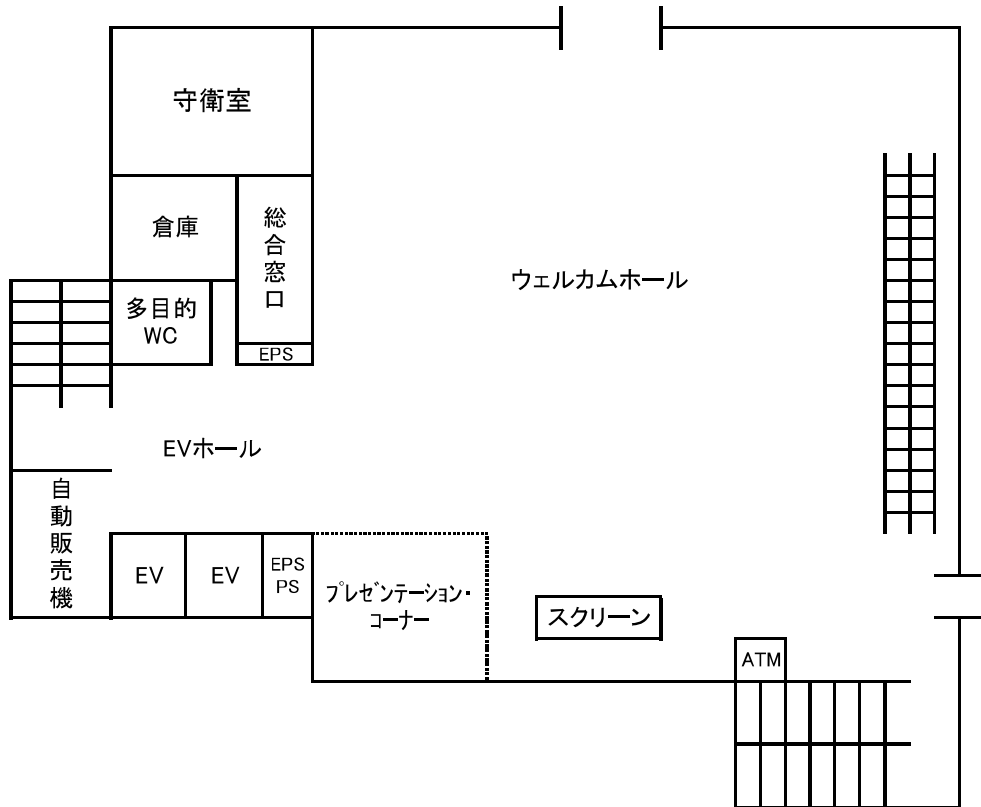
3F

| | | | | | | | | |
|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|
| 女子WC | 男子WC | | | 助手室 | 演習室1 | 演習室2 | 研究室1 | |
| 多目的WC | | | | | | | EV | 研究室2 |
| | | | | | | | | 印刷室 |
| | | | | | | | | 研究室4 |
| 研究室19 | | 演習室3 | 演習室4 | 演習室5 | | | 研究室5 | |
| 研究室18 | | 吹き抜け | 第二会議室 | | | | 研究室6 | |
| 研究室17 | | | | | | 研究室7 | | |
| 研究室16 | | 演習室7 | | | | 研究室8 | | |
| 研究室15 | | | | | | | 研究室9 | |
| 研究室14 | 給湯室 | 講義室5 | | テラス | 講義室4 | | | |
| 研究室13 | 演習室6 | | | | | | | |
| 研究室12 | 研究室10 | | | | | | | |
| 研究室11 | | | | | | | | |

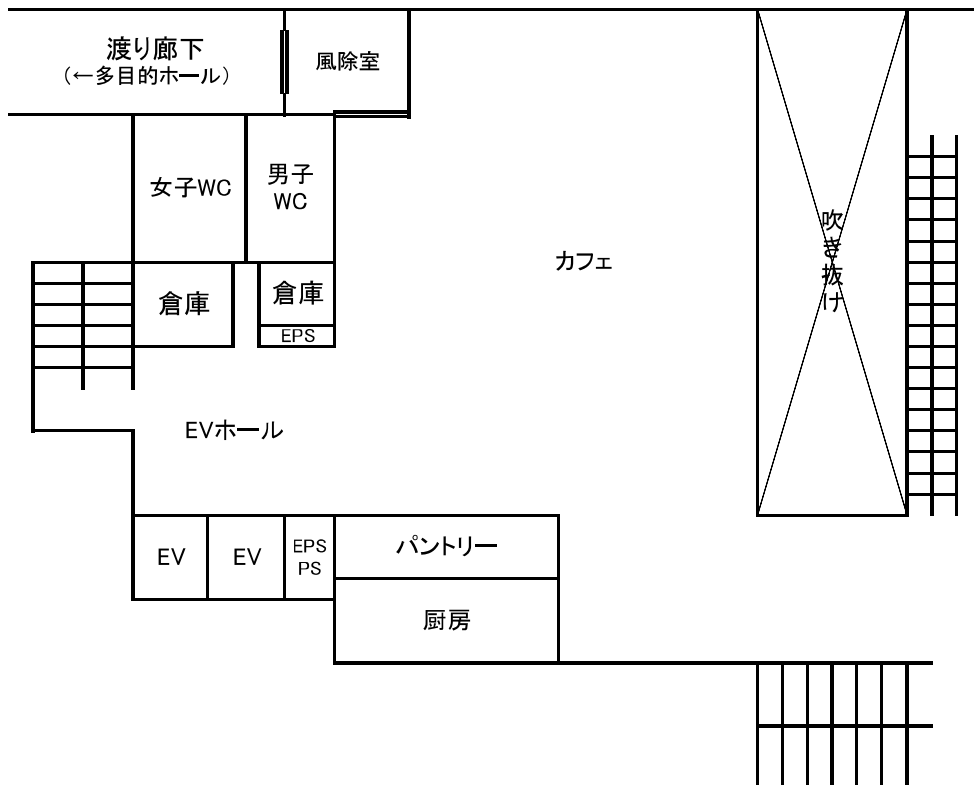
※ 看護学科棟にある教員研究室は「看研***」と略して表記されることがあります

学生会館 SAKURAUM

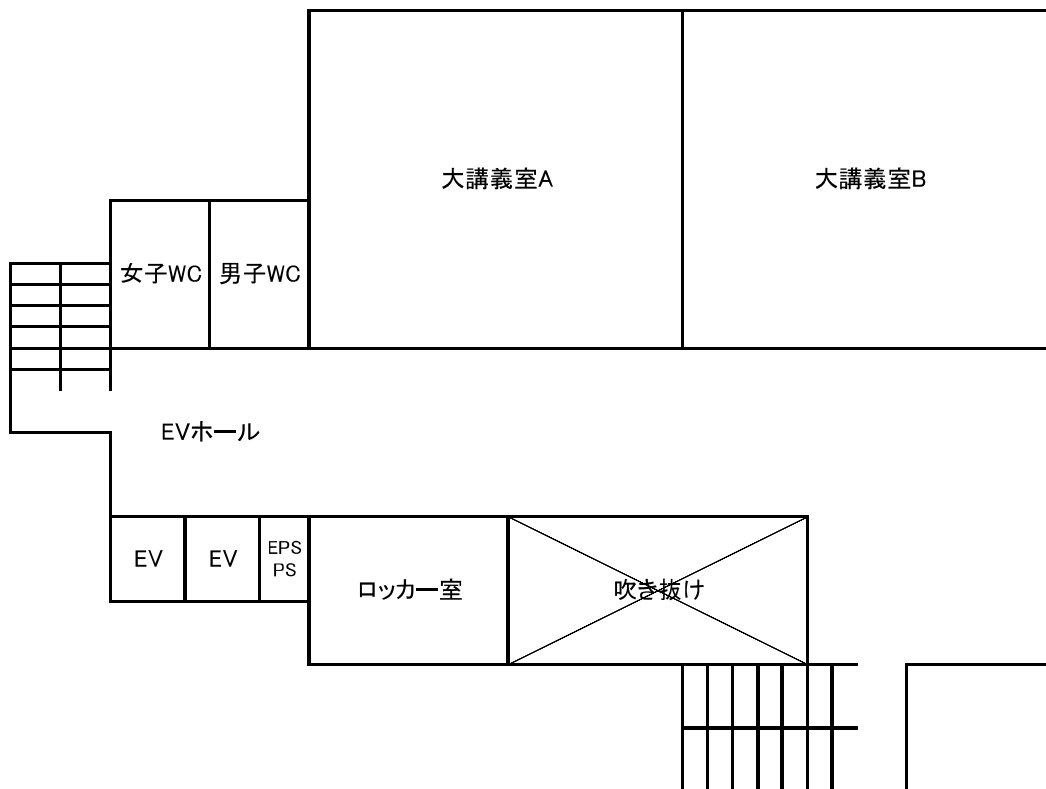
1F



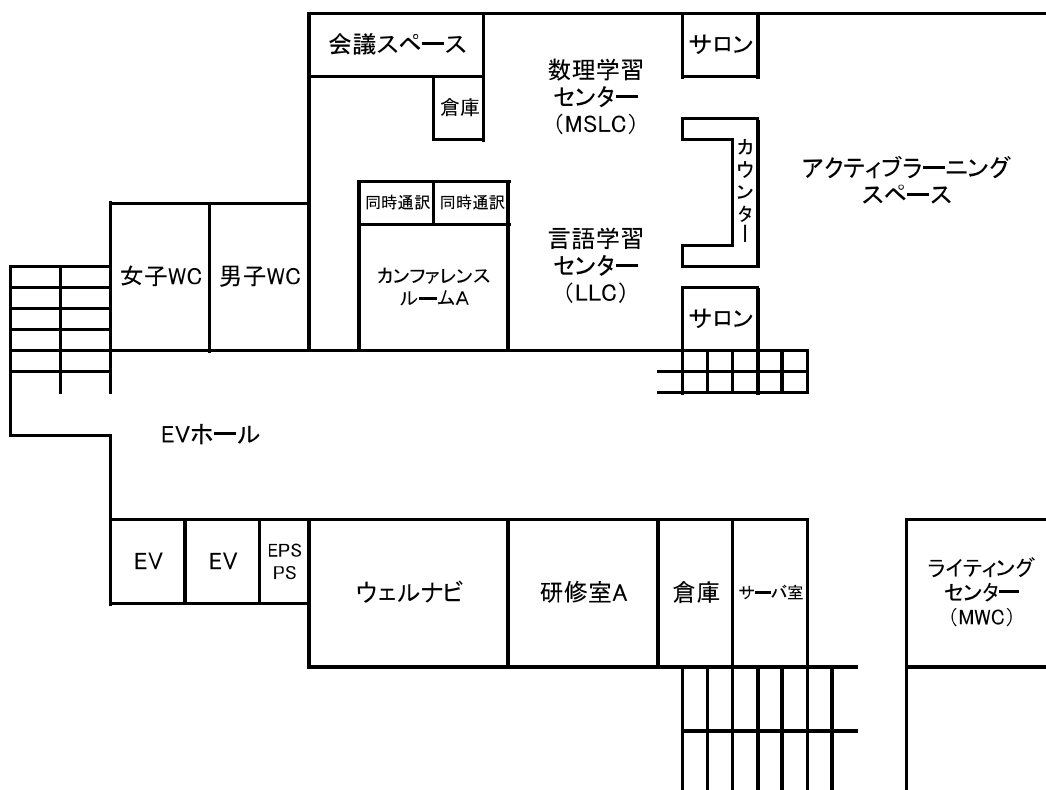
2F



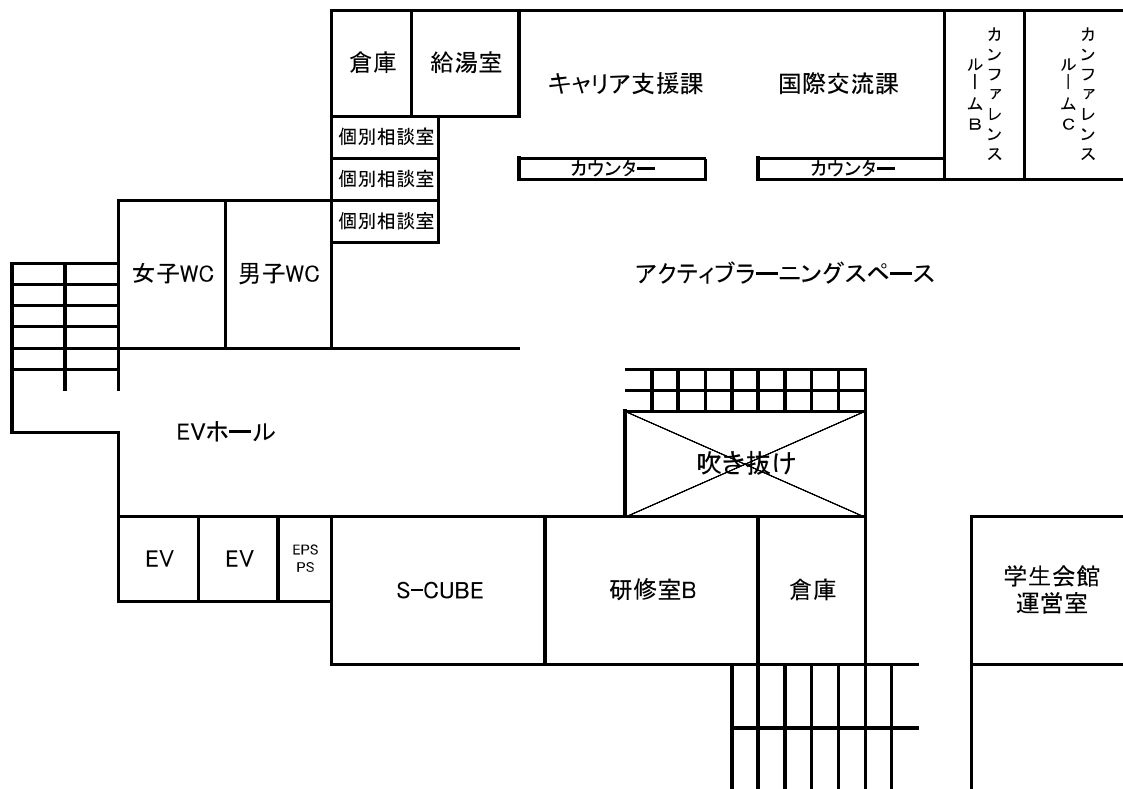
3F



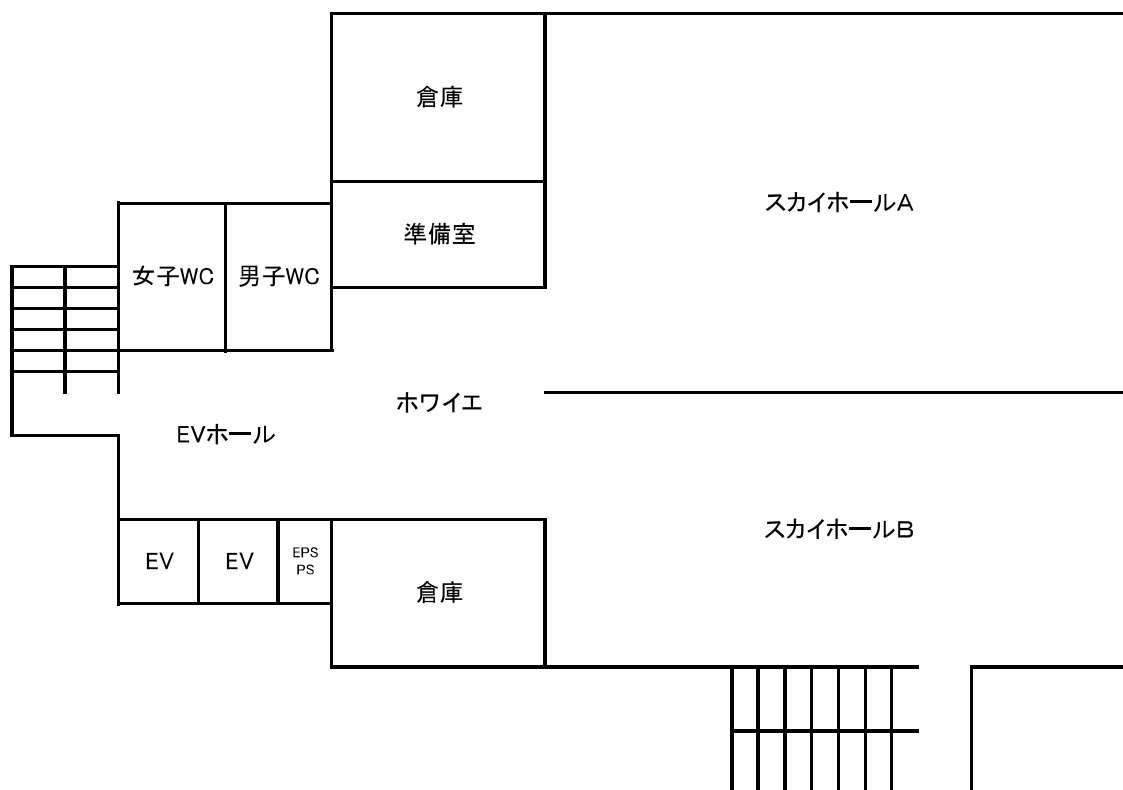
4F



5F

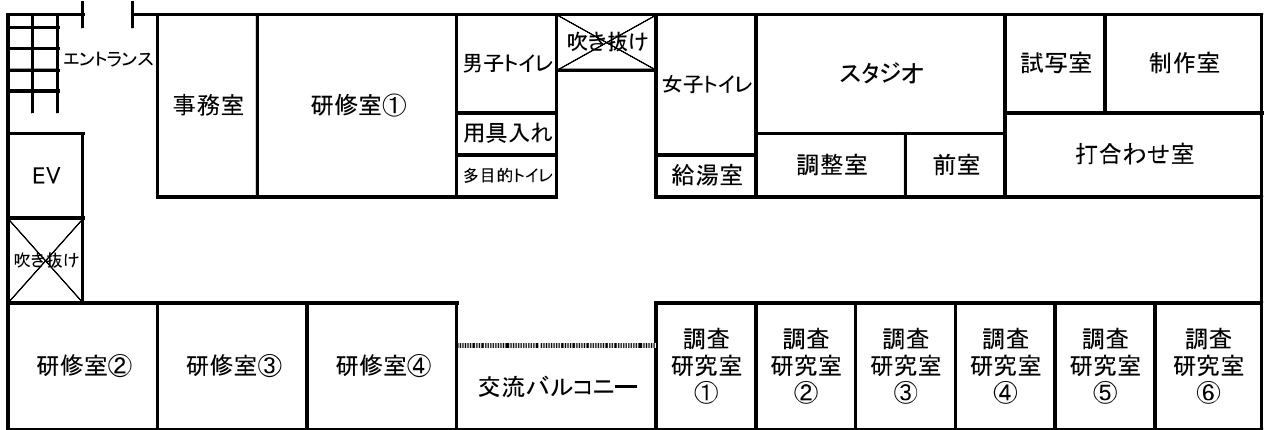


6F

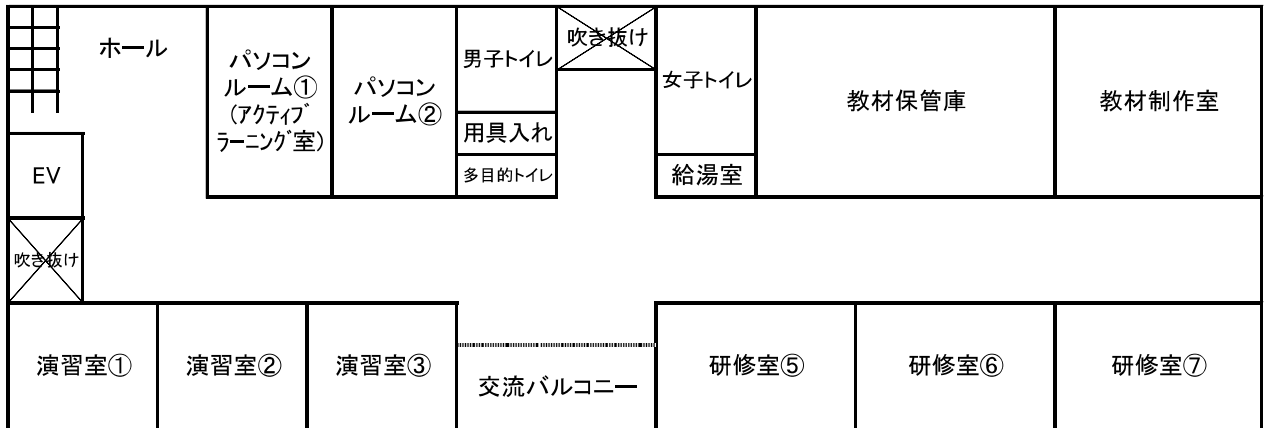


北部生涯学習推進センター (講義・研修エリア)

1F

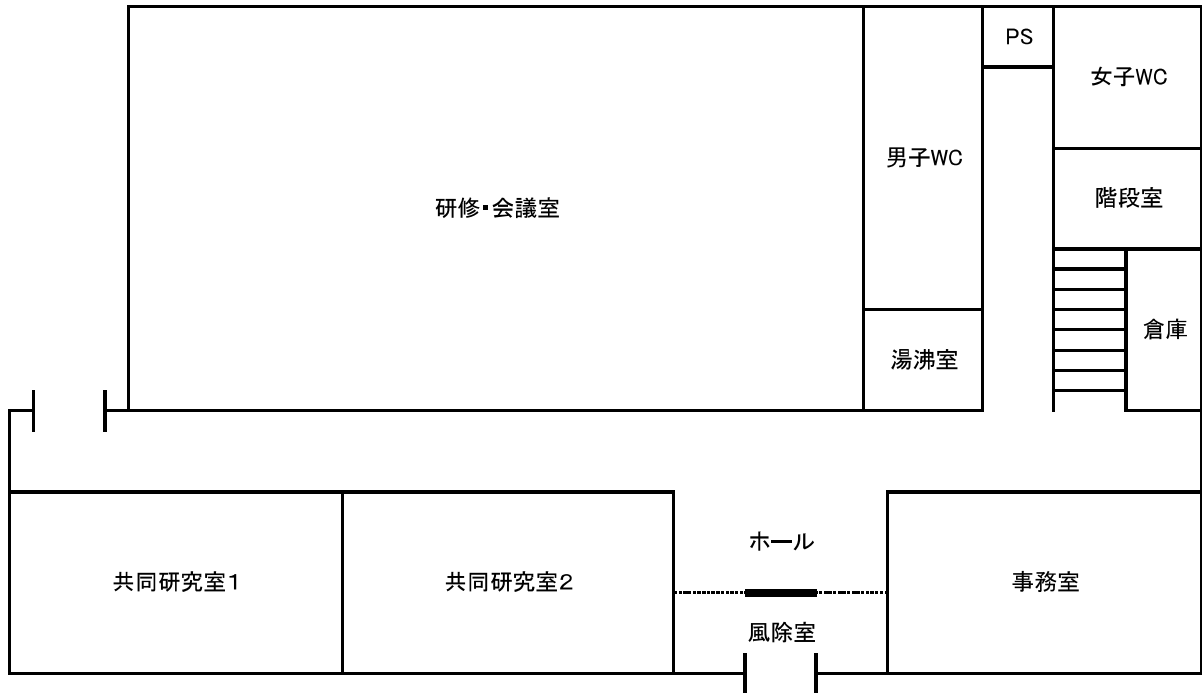


2F

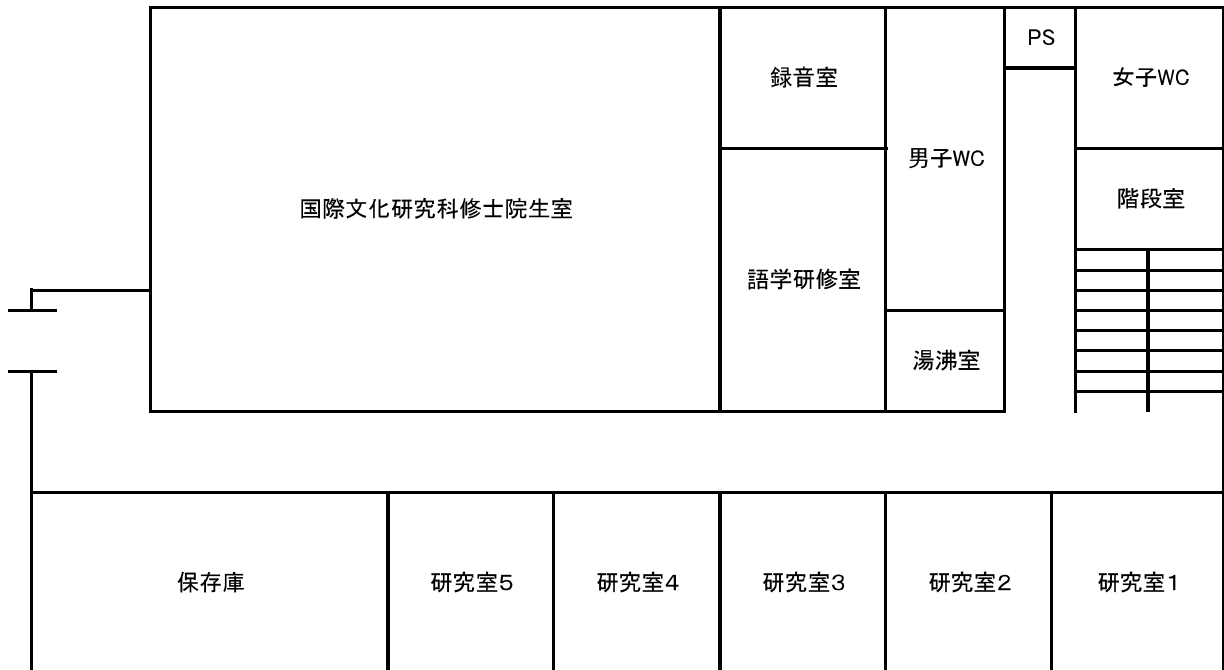


総合研究所

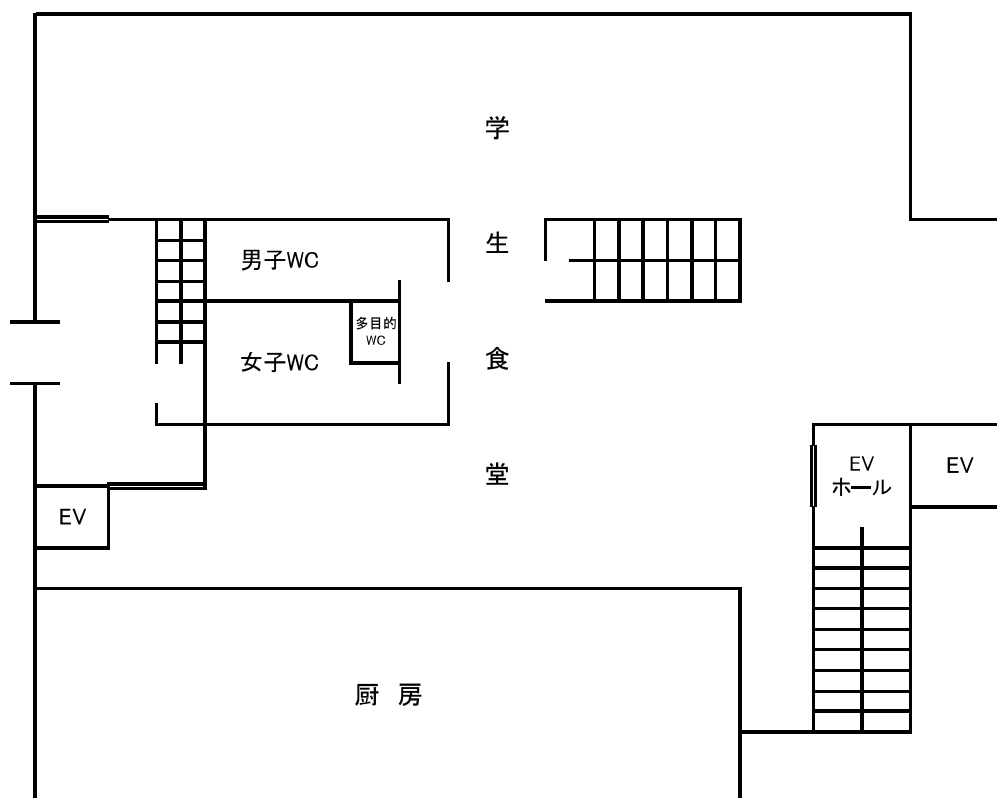
1F



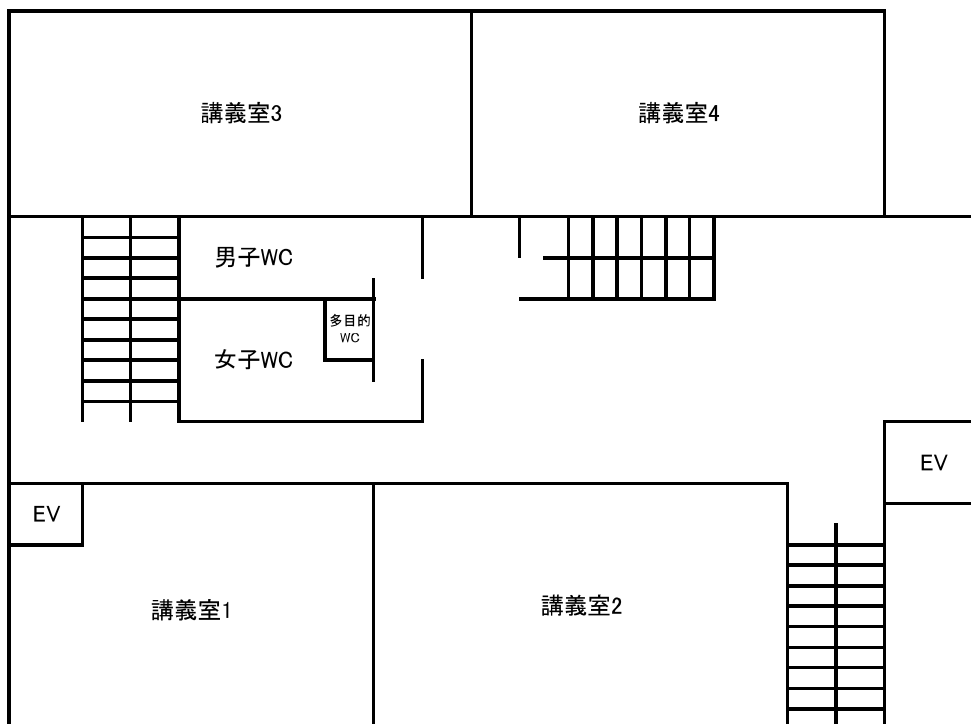
2F



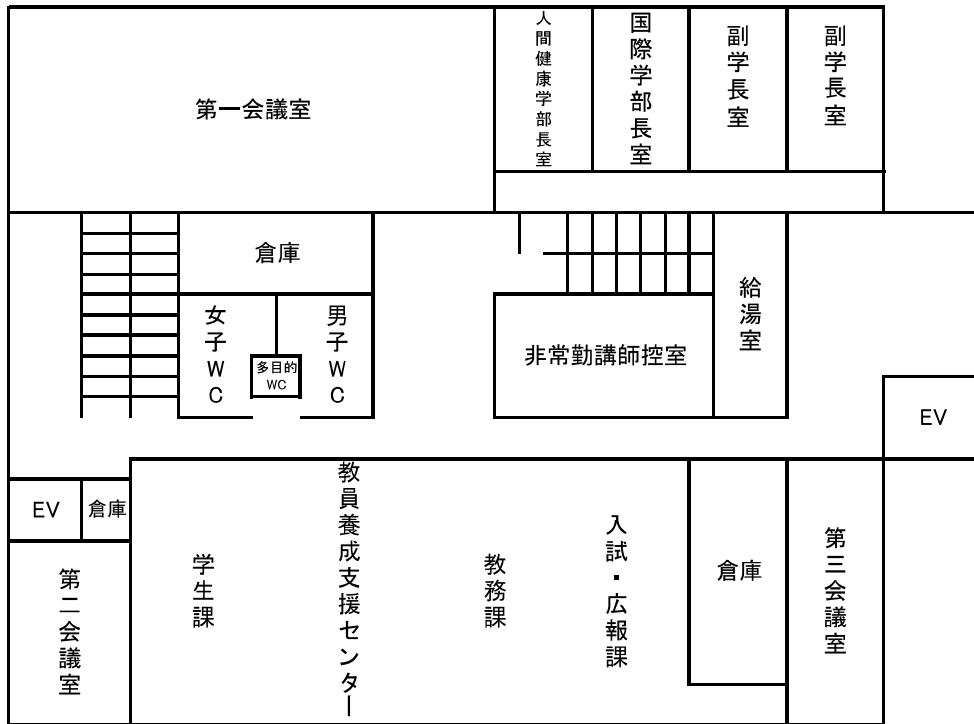
本館
2F



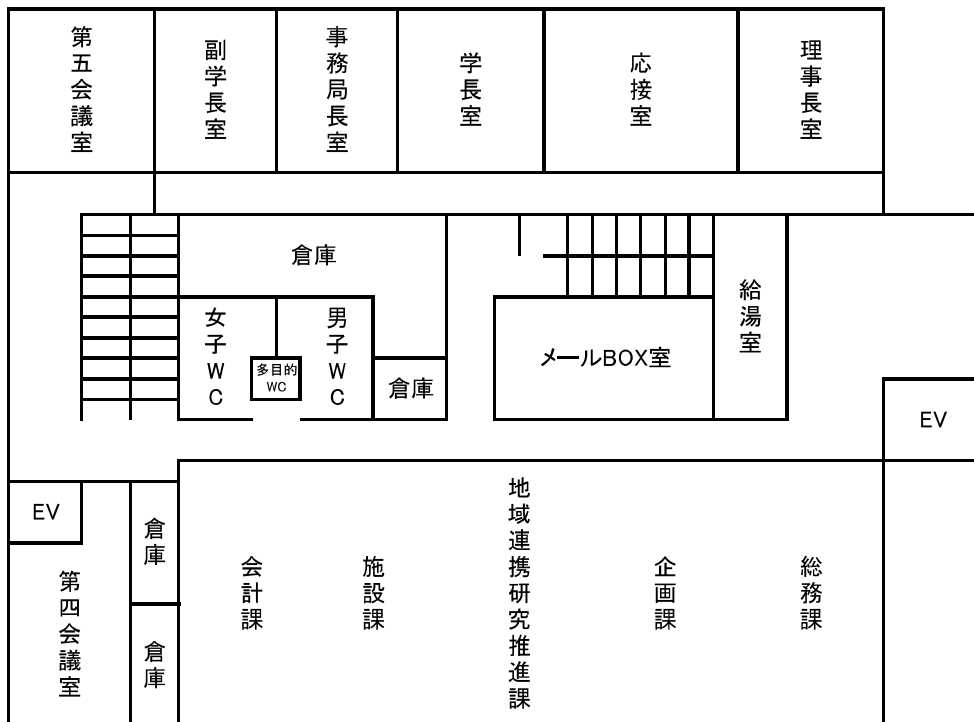
3F



4F



5F



【名桜大学大学院授業時間】

| 時 限 | 時 間 |
|-----|-----------------------|
| 1 | 8 : 4 5 ~ 1 0 : 1 5 |
| 2 | 1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0 |
| 休 憩 | 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 |
| 3 | 1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0 |
| 4 | 1 4 : 4 5 ~ 1 6 : 1 5 |
| 5 | 1 6 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0 |
| 6 | 1 8 : 1 5 ~ 1 9 : 4 5 |
| 7 | 2 0 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0 |

令和 8 年度 名桜大学大学院国際文化研究科便覧

令和 8 (2026) 年 4 月発行

《編集・発行》

名桜大学 教務部教務課

〒905-8585 沖縄県名護市字為又 1220-1

TEL : 0980-51-1055

